

富山市環境基本計画

—環境から創る 活力と魅力あふれる都市 とやま—

改訂版

平成24年3月

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 環境基本計画策定の趣旨	1
2. 環境基本計画策定の背景	1
3. 環境基本計画の位置づけ	4
4. 計画の担い手と役割	5
5. 計画の期間	5
6. 計画の構成図	6
第2章 計画の目標	7
1. 計画の目標	7
2. 基本目標「環境から創る 活力と魅力あふれる都市 とやま」	8
3. 分野別目標	9
4. 施策の体系	11
第3章 施策の方向	13
1. 豊かな自然を守り育むまち	13
1-1 水を守る	13
1-2 森林・農地を守る	19
1-3 自然を守る	23
2. みんなが快適で住みやすいまち	28
2-1 生活環境の保全	28
2-2 コンパクトなまちづくり	32
2-3 環境負荷の低い交通体系の実現	38
3. 脱温暖化・循環型のまち	42
3-1 地球温暖化の防止	42
3-2 循環型社会の構築	48
4. 環境の保全と創造を担う人・地域をつくるまち	54
4-1 環境教育・学習の推進	54
4-2 環境と経済・社会の好循環の実現	58
第4章 将来のまちと暮らし	63
第5章 計画の推進	68
1. 計画の推進	68
2. 計画の進行管理	69

第1章 計画の基本的な考え方

1. 環境基本計画策定の趣旨

富山市は、河川の上流から下流までが一体となり、急峻な山々から富山湾まで広大で豊かな自然に恵まれています。

私たちには、この豊かな自然と、その自然からの恵みを受けた良好な生活環境を将来の世代に引き継ぐ責任があります。

また、ごみ処理などの地域の課題から、地球温暖化をはじめとした地球規模の課題まで、私たち一人ひとりや地域からの取り組みが重要になっています。

更に、東日本大震災を教訓として、国のエネルギー政策が見直しされていることから、本市における温室効果ガス排出量の削減目標を見直すとともに、災害時における廃棄物処理対策など、新たな課題に取り組む必要があります。

これらのことから、私たちの生活の基盤である環境が身近なところから地球規模まで保全され、物質的な面だけでなく、精神的な面からも幸せを実感できる生活を将来世代にも継承できる「持続可能な社会」の実現に向けて、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいく方策を示すために、富山市環境基本計画を策定することとしました。

2. 環境基本計画策定の背景

(1) 海岸部から山岳地帯まで広がる豊かな自然の保全

富山市は、富山湾から3,000m級の山々まで広がり、面積の約7割を森林が占めています。市内には、山々を源に神通川や常願寺川をはじめ大小多くの川が流れ、農地や都市を潤し、豊富な魚介類を育む富山湾へと流れています。水は、私たちの生活に大きな恵みをもたらす、身近で大切な資源です。

本市は、歴史的にこのような自然の恵みに支えられて、文化や産業が発展してきました。

しかし、近年では、林業の衰退などにより森林の荒廃が進み、災害防止や水源の涵養をはじめとする森林機能の低下が懸念されています。自然と人の暮らしのバランスが崩れ、野生動物による被害も発生しています。

良好な自然環境を守り続け、人と自然との共生を実現し、将来にわたり自然の恵みを受けられるようにするためには、自然の仕組みについて学び、積極的に自然環境を保全していくことが必要となっています。

(2) 地球の有限性と「もったいない」

私たちは、電気やガス、ガソリンなどを消費し、便利で快適な生活を送っています。大量の資源やエネルギーを使って、ものを大量に生産・消費し、そして大量の廃棄物を捨てています。

しかし、私たちの生活を支えている石油や石炭、天然ガスなどの資源は有限です。また、その消費に伴って大量に排出される熱やガスは、地球温暖化などの深刻な問題を引き起こしています。更に、国土の狭い日本では、廃棄物を最終的に埋め立てる場所の確保も年々難しくなっています。

本市におけるエネルギー使用量は年々増加し、その伸び率は全国平均を上回っています。また、市民や事業者の協力により廃棄物のリサイクルは進んでいますが、廃棄物の発生量を減らすことがこれからの課題となっています。

資源の枯渇と廃棄物の問題を克服し、持続可能な社会を実現していくためには、私たち一人ひとりの意識やライフスタイルを転換することが必要です。地球の有限性を認識し、「もったいない」の心がけで、ものやエネルギーの無駄を省き、限りある資源を大切に使いながら暮らすライフスタイルにしていく必要があります。

(3) コンパクトなまちづくり

本市は、平坦な地形や高い自動車依存度、持ち家志向などを背景に、市街地が薄く広がりを続けています。自動車に依存し、薄く広がった市街地は、車を運転しない高齢者等にとって暮らしにくく、中心市街地の空洞化や都市経営のコスト増加、自動車による二酸化炭素などの排出量増加といった課題を抱えています。

そのような中、本市では平成 18 年 4 月の J R 富山港線の路面電車化を皮切りに、鉄軌道をはじめとする公共交通を活性化させ、その沿線に居住、商業、業務、文化等の諸機能を集積させたコンパクトなまちづくりを進めています。

コンパクトなまちづくりにより都市の持続可能性を高め、自動車に過度に依存することなく環境負荷の小さい都市を目指すとともに、そこに暮らす私たちがエネルギーなどの無駄が少ないスリムなライフスタイルを実現することが大切です。

(4) 地域・環境・経済の好循環

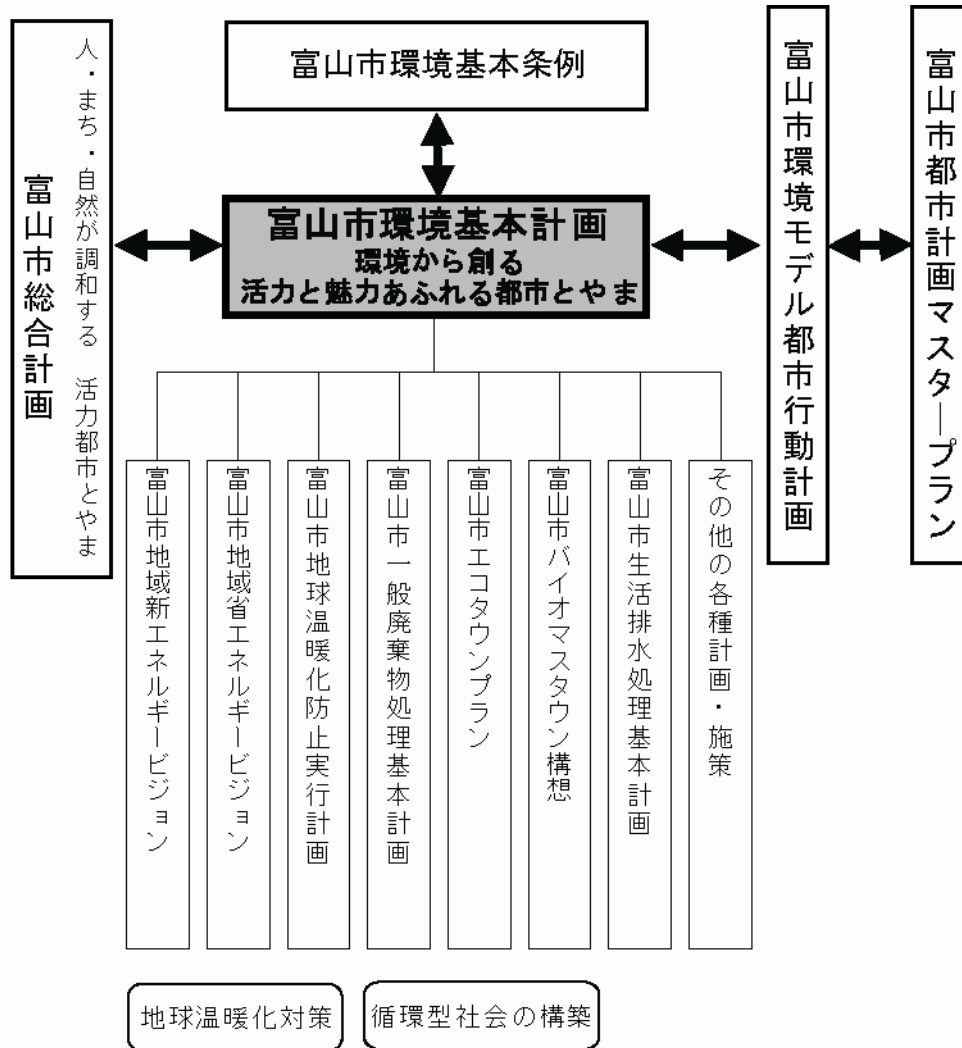
持続可能な社会の実現のためには、私たちのライフスタイルを変えていくと同時に、社会の仕組みを改めていく必要があります。環境を良くすることが経済を活性化し、経済が活性化することによって環境も良くなるという「環境と経済の好循環」を創り、環境の価値が正当に評価され、経済が拡大しても環境負荷が増大せず、良好な環境の創出につながるようにしていくことが求められています。

本市には、広大な市域に、様々な個性を持った地域があります。地域の環境を保全していくためには、地域の特性を活かし、住民組織やボランティア団体など自発的な取り組みを推進し、更に都市と農村など地域間の交流・連携により市域全体の環境をより良くしていくことに結びつけていく必要があります。地域の力によって、環境を良くし、また環境を良くする活動が地域の力を更に高めるといふ相乗効果が期待されています。

環境教育や学習を通じ環境を良くしていくための人づくり・地域づくりを進め、人やものの良い流れ（好循環）を創り出す必要があります。

3. 環境基本計画の位置づけ

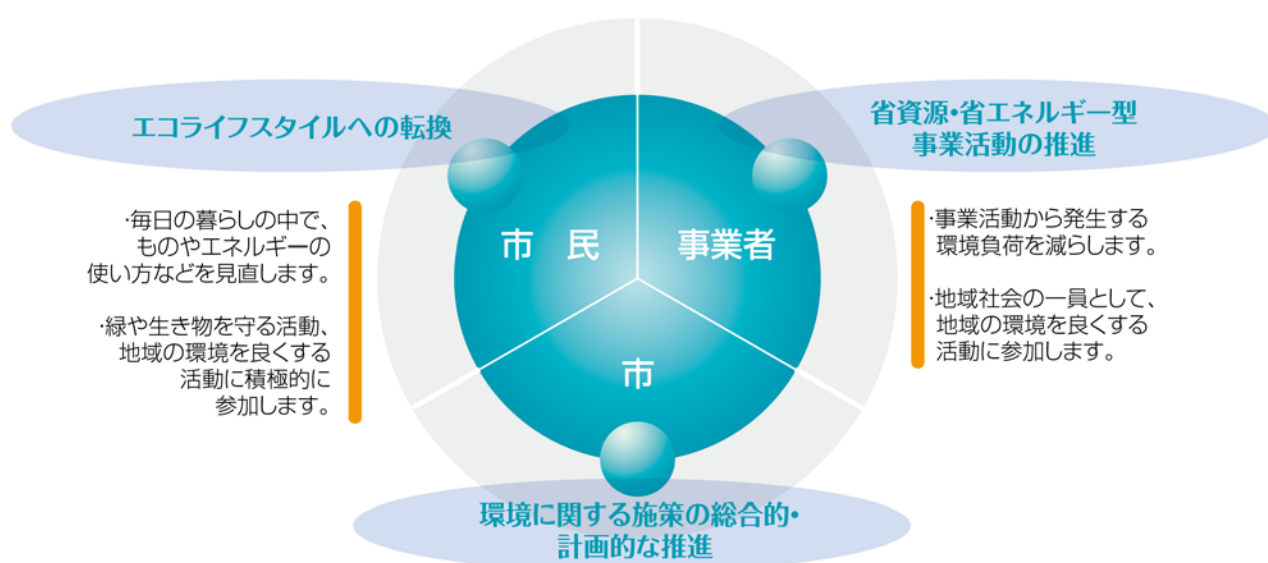
富山市環境基本計画は、富山市環境基本条例に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画として策定するものです。また、富山市総合計画で定めた本市が目指す都市像の「人・まち・自然が調和する 活力都市とやま」を環境面から実現していく役割を担っています。



今日の環境に関する課題を解決し、健全で恵み豊かな環境を将来に引き継ぐためには、私たち一人ひとりの実践や行動が求められており、市民・事業者・行政の積極的な取り組みと、連携・協力が不可欠です。したがって、この計画は、市民・事業者・行政が一体となり、持続可能な社会を実現していくための指針となるものです。

4. 計画の担い手と役割

この計画は、本市における全ての人の計画であり、計画の実施は市民・事業者・行政の全てが担います。まずは環境について知ること、それを広めること、そして行動することが必要であり、環境に関する情報の共有、環境教育・学習を通じ、各主体の積極的な参加や主体間の連携を促進します。



5. 計画の期間

計画の期間は、平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間とします。

ただし、社会状況や環境の変化に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

6. 計画の構成図

第1章 計画の基本的考え方

1. 計画策定の趣旨
2. 計画策定の背景
3. 計画の位置づけ
4. 計画の担い手と役割
5. 計画の期間

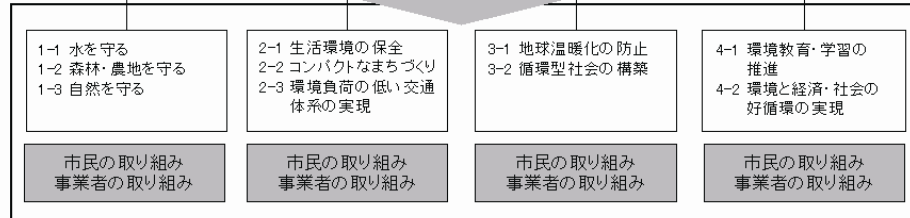
第2章 計画の目標

基本目標 **環境から創る 活力と魅力あふれる都市 とやま**



第3章 施策の方向

目標実現のために取り組むこと



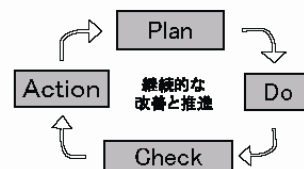
取り組みが進むと実現される、
将来の富山市のまちや
暮らしの姿

第4章 将来のまちと暮らし



第5章 計画の推進

1. 計画の推進
2. 計画の進行管理



第2章 計画の目標

1. 計画の目標

基本目標

環境から創る 活力と魅力あふれる都市 とやま

分野別目標 1 豊かな自然を守り育むまち

分野別目標 2 みんなが快適で住みやすいまち

分野別目標 3 脱温暖化・循環型のまち

分野別目標 4 環境の保全と創造を担う人・地域をつくるまち

2. 基本目標「環境から創る 活力と魅力あふれる都市 とやま」

私たちは、「山」・「川」・「海」の広大で豊かな自然から、おいしい「水」や、きれいな「空気」、実り多い「食材」など多くの恵みを受けています。このような中で、私たちの暮らしや文化、歴史が育まれてきました。本市の豊かな自然が、本市の発展や私たちの安全で快適な生活の基盤となっています。私たちには、先代より引き継がれてきた豊かな自然と、それに支えられた歴史や文化、暮らしを次の世代にも引き継ぐ責務があります。

一方、ごみや地球温暖化など深刻さを増している環境問題の原因は、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた現在の私たちのライフスタイルにあります。私たちの生活は、国内外を問わず様々な地域、更には地球全体につながっています。また、地球の温暖化などの問題は、将来にも影響を及ぼします。私たちは、地球の中で生かされていることや、今の生活が将来の環境につながっていることを認識し、「もったいない」という気持ちからエネルギーや資源の無駄をなくしたライフスタイルへの転換や、あらゆる機会や場での環境保全の実践に取り組むことが不可欠です。

したがって、これからも本市の豊かな自然と暮らしやすい生活環境の中で、私たち一人ひとりにとって精神的にも豊かな暮らしが実現されるとともに、健全な環境が地球規模にわたり保全され、将来へ引き継がれる「持続可能な社会」を実現していくことが必要です。

「環境」という価値をみんなで共有し、環境を良くする行動を巻き起こし、環境とともに地域や経済の力も高めることにより、自然・人・まちが調和し、いきいきした新たな富山市を目指すものとし、「環境から創る 活力と魅力あふれる都市 とやま」を計画の基本目標とします。

3. 分野別目標

本計画の基本目標を達成するために、より具体的な4つの分野別の目標を設定します。

(1) 豊かな自然を守り育むまち

本市の広大で豊かな自然は、生き物の命を育み、様々な恵みをもたらしています。しかし、近年では、担い手不足による森林や農地の荒廃など、将来へ豊かな自然を引き継いでいく上での課題が生じています。

そのため、本市の自然の豊かさや自然が持つ多様な価値を私たちが再認識し、自然との調和・共生を目指し、「豊かな自然を守り育むまち」を目標とし、「水を守る」「森林・農地を守る」「自然を守る」を基本施策とします。

(2) みんなが快適で住みやすいまち

富山市は、豊かな自然に恵まれ、良好な生活環境が維持されています。これからも安全で快適に暮らすことができる生活環境を確保していくことが大切です。

更に、本市では公共交通活性化によるコンパクトなまちづくりにより、快適な都市空間の創出と、誰もが快適で質が高く、かつ環境に配慮した暮らしの実現を目指します。

「みんなが快適で住みやすいまち」を目標とし、「生活環境の保全」「コンパクトなまちづくり」「環境負荷の低い交通体系の実現」を基本施策とします。

(3) 脱温暖化・循環型のまち

地球温暖化防止のための「京都議定書」が発効し、市民・事業者・行政が一体となった地球温暖化対策の推進が求められています。

あわせて、ごみをできるだけ発生させないライフスタイル、資源の循環利用、ごみの適正処理を進め、循環型社会を実現していく必要があります。

「脱温暖化・循環型のまち」を目標とし、「地球温暖化の防止」「循環型社会の構築」を基本施策とします。

(4) 環境の保全と創造を担う人・地域をつくるまち

富山市の恵まれた環境と美しい地球を将来に残していくためには、私たち一人ひとりの行動が重要です。誰もが環境を良くする取り組みを実践し、互いに連携していくため、環境に関する情報の共有と、環境教育・学習を推進していくことが大切です。

また、地域・経済・環境は密接に結びついています。人・もの・お金が地域の中でつながり、地域内外で好循環を創り出すことで環境が良くなり、環境を良くすることで人やもの・お金の良い流れを生み出すことを目指します。

「環境の保全と創造を担う人・地域をつくるまち」を目標とし、「環境教育・学習の推進」「環境と経済・社会の好循環の実現」を基本施策とします。

4. 施策の体系

1. 豊かな自然を守り育むまち

1-1 水を守る

1-1-1 水源の保全

1-1-2 地下水の保全と地盤環境の保全

1-1-3 水質の保全

1-1-4 水辺環境の保全

1-1-5 水循環の保全

1-2 森林・農地を守る

1-2-1 森林の整備・保全

1-2-2 農地の保全

1-3 自然を守る

1-3-1 身近な自然の保全と活用

1-3-2 生態系の保全

2. みんなが快適で住みやすいまち

2-1 生活環境の保全

2-1-1 大気汚染の防止

2-1-2 騒音及び振動の防止

2-1-3 悪臭の防止

2-1-4 土壌汚染の防止

2-1-5 化学物質対策の推進

2-2 コンパクトなまちづくり

2-2-1 コンパクトで環境にやさしいまちづくり

2-2-2 うるおいのあるまちづくり

2-2-3 まちの景観・美観の保全

2-3 環境負荷の低い交通体系の実現

2-3-1 交通体系の整備

2-3-2 環境にやさしい自動車利用

2-3-3 自転車利用の促進

3. 脱温暖化・循環型のまち

3-1 地球温暖化の防止

3-1-1 省エネルギーの推進

3-1-2 新エネルギーの導入

3-1-3 二酸化炭素以外の温室効果ガス削減対策

3-1-4 二酸化炭素の吸収源対策

3-2 循環型社会の構築

3-2-1 一般廃棄物対策

3-2-2 産業廃棄物対策

3-2-3 エコタウン事業の推進

3-2-4 不法投棄対策

4. 環境の保全と創造を担う人・地域をつくるまち

4-1 環境教育・学習の推進

4-1-1 環境教育・学習の充実

4-1-2 知識や情報を行動に結びつける仕組みづくり

4-1-3 情報の収集・整備・提供

4-2 環境と経済・社会の好循環の実現

4-2-1 自主的な取り組みと協働・連携の推進

4-2-2 環境ビジネスの振興

4-2-3 地域資源を活用した交流と活性化

4-2-4 広域的・国際的な取り組みの推進

第3章 施策の方向

1. 豊かな自然を守り育むまち

1-1 水を守る

水は、生命の源であり、生活や産業活動にも欠かせないものであり、限りある資源です。一般的に、水は、森林や農地等への降雨が土壌に保水されながら、地表水や地下水として流下し、河川や湖沼、海に流れながら大気中に蒸発して再び降雨となり、循環しています。

市内には、急峻な山々を源に神通川や常願寺川など大小の河川が富山湾まで注いでいます。私たちは豊かな水の恵みを受けており、水は愛着のある大切な資源になっています。

この豊かな水環境と、治水・利水に支えられた私たちの生活を将来に引き継ぎます。

現況と課題

○豊かな水環境

富山市には急峻な山々から富山湾に至るまで多くの河川が流れています。また、水質が良好で水量も豊かな地下水にも恵まれています。これらの豊富な水資源は、生活用水や農業用水、工業用水、水力発電として様々な形で利用されています。

図 市内の主要河川・運河と水質調査地点



- 1 高田橋
- 2 菖浦橋
- 3 神通大橋
- 4 有沢橋
- 5 成子大橋
- 6 興人橋
- 7 四ッ屋橋
- 8 赤江川橋
- 9 桜橋
- 10 布瀬橋
- 11 今木橋
- 12 いたち川橋
- 13 八幡橋
- 14 熊野橋
- 15 岩瀬橋
- 16 菖浦小橋
- 17 前川橋
- 18 下新橋
- 19 今川橋
- 20 常願寺橋
- 21 東西橋
- 22 金平橋
- 23 婦中橋
- 24 落合橋
- 25 杉原橋
- 26 神通第一ダム
- 27 新国境橋
- 28 新猪谷橋
- 29 立山橋
- 30 有峰湖えん堤付近
- 31 有峰湖中央

また、富山県が選定している「とやまの名水」66 件のうち、13 件が市内から選定されています。

表 とやまの名水

名称	所在地	区分
常願寺川の清流	富山地域、大山地域	河川
松川	富山地域	河川
石倉町の延命地蔵の水	富山地域	井戸
中ノ寺の霊水	大山地域	湧水
有峰湖	大山地域	湖沼
常西合口用水	富山地域、大山地域	用水
殿様清水	大沢野地域	湧水
八木山の滝	大沢野地域	湧水
神通峡	大沢野地域、細入地域	河川
桂の清水	八尾地域	湧水
加持水	婦中地域	湧水
花山寺の霊水	山田地域	湧水
朝日の滝	婦中地域	湧水

(出典: 「とやまの名水」平成 18 年 8 月)

○水質

河川の水質は、下水道の整備や事業所での排水対策などにより、改善されてきています。平成 22 年度末の下水道処理人口普及率は約 89%、汚水処理人口普及率は約 98%になっています。

河川や運河、湖沼における水質測定の結果では、全ての環境基準点で環境基準に適合しています（水質測定地点は図「市内の主要河川・運河と水質調査地点」参照）。また、地下水の水質、市内の海水浴場の水質も、環境基準に適合し、良好に保たれています。これらの水域については、今後も監視を続け、水質を保全していくことが大切です。

平成 12 年度に富岩運河において環境基準を超えるダイオキシン類が検出され、現在も環境基準を超過しています。運河の管理者である富山県において対策を進めています。

表 汚水処理人口普及率

人口	下水道処理 区域人口	農業集落排 水処理人口	地域し尿 人口	合併処理 浄化槽人口	合計	汚水処理人口 普及率
417,046 人	370,355 人	21,094 人	3,367 人	15,150 人	409,966 人	98.3%

（出典：「富山市資料」平成 22 年度末）

○水利用

河川水、地下水、ため池の水は、農業、工業、生活、消雪、建物など様々な用途に利用されています。神通川水系、常願寺川水系では多数の水力発電所が設置されています。ダム湖や河川は観光資源としても活用されています。

○地下水

地下水位はおおむね横ばいに推移しています。しかし、消・融雪装置の普及や揚水設備の増加に伴い、地下水採取量は増加傾向にあり、冬期には消・融雪設備の稼働による地下水位の一時的な低下が見られます。また、近年では、都市化や水田の減少に伴い、地下水涵養量が減少していることも、地下水保全上の課題となっています。

○水循環

本市は豊かな水資源に恵まれています。都市域の拡大や、山間部における人口減少、産業の発展といった社会経済の変化に伴い、水循環に変化が生じていると考えられます。

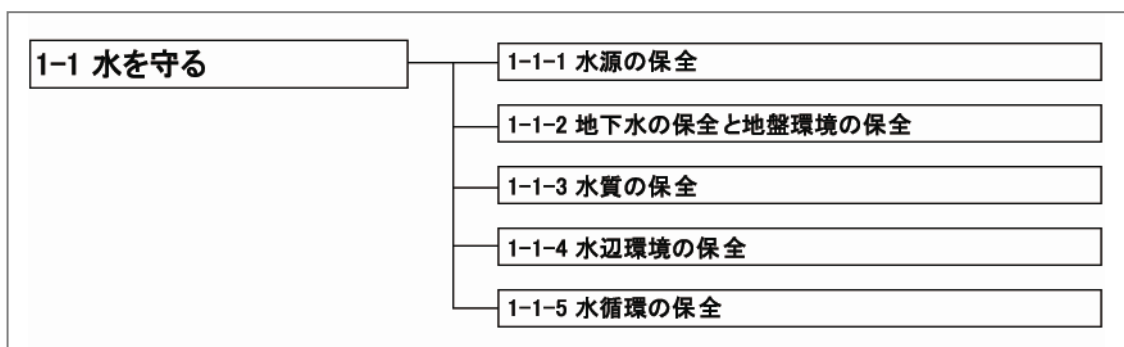
例えば、上流部の森林・農地の管理の不足が保水力の低下を招き、下流部の急速な都市化が雨水の地下浸透力を低下させます。都市化や護岸工事等により水辺環境が損なわれ、浄化機能の低下や水生生物の生息地の減少が引き起こされます。

私たちは水の恩恵を受けるだけでなく、水環境の魅力に気づいていくことが必要です。

目標

指 標		現 況	目 標（平成 28 年）
1-1	環境基準達成率（水質）	100%（H22）	100%
1-1	環境基準達成率（地下水）	100%（H22）	100%
1-1	汚水処理人口普及率	98.3%（H22）	現況より高くする
1-1-3	下水道水環境保全率	85.9%（H22）	現況より高くする
1-1-4	水辺空間整備箇所	－（H22）	1 河川

施策



1-1-1 水源の保全

水源地域における水環境への負荷軽減、水涵養など、水源地域における水環境の総合的な保全を進めるとともに、健全な水循環を確保し、安全な水道水を供給します。

- 水源の保全に関する啓発を進めます。
- 水源涵養保安林などの保安林の整備を行います。
- 水源の監視やパトロールを行い、水源地の汚染や自然破壊等を未然に防止します。

1-1-2 地下水の保全と地盤環境の保全

地下水の適正利用を推進し、地下水位の低下による障害の防止、地盤環境の保全を図ります。

- 地下水位、地下水採取量、地下水の塩素イオン濃度などの監視・調査を継続し、充実を図ります。
- 市街地における雨水や融雪水の地下浸透を促し、地下水涵養を進めるため、雨水浸透施設の設置や分流式下水道の整備、緑地や農地などの浸透域の保全・拡大を推進します。
- 「富山県地下水の採取に関する条例」に基づき、地下水の合理的な利用を進めます。特に、冬期は消雪水等の利用増加により一時的に地下水位が下がるため、消雪設備の維持管理徹底の啓発を図り、対策を検討します。

1-1-3 水質の保全

河川、湖沼、海、地下水など様々な水環境において水質監視や排水対策を進め、水質を保全します。

- 公共用水域の水質監視を定期的・継続的に行うとともに、充実を図ります。
- 底質環境の調査・監視を定期的・継続的に行うとともに、充実を図ります。
- 富山県の水質環境計画（クリーンウォーター計画）、富山市生活排水処理基本計画に基づき、公共下水道、合併浄化槽、農業集落排水など、地域の特性に合わせた生活排水処理施設の整備を引き続き進めます。
- 水質汚濁防止法による排水基準の規制対象事業所に対する立入調査、指導を行います。
- 合流式下水道からの越流水による汚濁を防止するため、合流改善を引き続き進めます。
- 下水道整備が完了した地区において、下水道未接続家屋の早期接続を進めるため、接続促進活動を実施します。
- 地下水のモニタリング調査を定期的・継続的に行うとともに、充実を図ります。
- 海水浴場の水質検査を定期的・継続的に行うとともに、充実を図ります。
- 県と協力し、窒素・りん削減など、富山湾の水質保全対策を進めます。
- ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を未然に防止するため、ゴルフ場排水の水質検査を行います。また、ゴルフ場周辺の井戸水の調査を行います。
- 河川への排雪の投棄による水質汚濁や水辺環境の悪化を防ぐため、堆雪空間の確保など雪対策を推進します。
- 水質事故の未然防止対策を推進します。

1-1-4 水辺環境の保全

河川や富山湾が持つ美しい水辺環境は多くの生物の生息場所であり、人に安らぎを与えると同時に、豊かな水産資源を育む貴重な財産です。生態系や親水性に配慮し、水辺環境の保全や活用を進めます。

- 河川や海岸の美化、川や海の水生生物の保護を推進します。
- 海や河川は、管理者である国や県と連携し、保全や整備に努めます。
- 河川整備にあたっては、近自然工法など河川生態系に配慮した工法の採用や工期の配慮に努めます。また河川が本来持つ自然浄化機能など様々な機能の向上を図ります。
- 海や河川などの水辺環境を活かした交流活動やレクリエーション拠点の整備、景観や親水性に配慮した水辺空間の整備を進めます。

1-1-5 水循環の保全

水資源は有限なため、水からの恩恵を今後も享受できるよう、川の上流から下流まで流域全体を考慮し、健全な水循環を確保します。

- 市民や事業者の水環境に対する理解や保全の意識・行動を促すため、情報提供や啓発を行うとともに、市民・事業者と連携して水環境を保全していきます。
- 節水や水利用の合理化・効率化、水の循環的利用を推進します。
- 都市部では、雨水浸透施設や雨水貯留施設の整備を促進します。
- 水循環に関する情報の収集に努めます。

市民の取り組み

- 水や水源地への理解を深め、これらの大切さを家族や周りの人に広めます。
- 日常生活での節水に努め、節水コマや節水シャワーなどの節水機器を活用します。散水や洗車などには雨水などを利用します。
- 油や調理くず等はできるだけ流さないようにします。
- 身近な水辺空間を大切にします。地域の水辺の清掃活動への参加や、水辺の自然の保全・復元に協力します。

事業者の取り組み

- 節水に努めます。上水・地下水利用は適正に行い、雨水や中水などの利用を図ります。
- 事業所の排水を適正に処理し、排水基準の遵守等、水質管理を徹底します。
- 有害な化学物質や重油等による河川や湖沼、海、地下水などの汚染を防止します。
- 建物や駐車場などの建築・改築・整備にあたっては、雨水の地下浸透への配慮をします（雨水貯留施設、浸透ますなど雨水浸透施設、透水性舗装など）。

1-2 森林・農地を守る

市の面積の約7割を占めている森林は、多面的な機能を有しています。しかし、近年は手入れ不足の森林が増加し、森林が持つ環境保全や災害防止といった機能の低下や、動植物の生息にも影響が現れています。また、農地についても、近年、農業者の高齢化等により耕作放棄地が増加しています。このため、将来にわたり森林環境や農地を保全していく仕組みづくりが必要とされています。

現況と課題

○森林の多面的機能

本市の森林面積は約85,962haであり、市域のおよそ7割を占めています。このうち約3割が国有林、7割が民有林となっています。

森林は、木材資源を生産するほかにも、災害を防止する、豊かな水をもたらす、野生生物が生息する場所となる、地球温暖化を防止するなど、様々な機能をもっています。

山や森に蓄えられている養分は、雨などにより川や地下を流れて海に流れていきます。その養分が海や川の生き物たちのエサとなり、遡上する魚や鳥たちの移動により、再び養分が上流部の山や森に還っていきます。このように豊かな森が豊かな海を育んでいます。

将来にわたり、森林の持つこれらの機能が発揮され、私たちがその恩恵を受けるためには、森林の適切な管理を続けることが必要です。

しかし、林業活動の停滞と山村地域の過疎化・高齢化などによる担い手の減少などから、手入れ不足の森林が増えており、森林機能の低下や丘陵地・里山が荒れてクマなどが市街地に出没する事例も起きています。

○新しい森林管理の必要性

今後、必要な森林管理を進めていくためには、都市部の市民の参加も得ながら森林・里山を保全する仕組みづくりが必要です。また、地域材を公共施設や住宅に積極的に取り入れたり、森林バイオマスの利用を進めることが必要です。

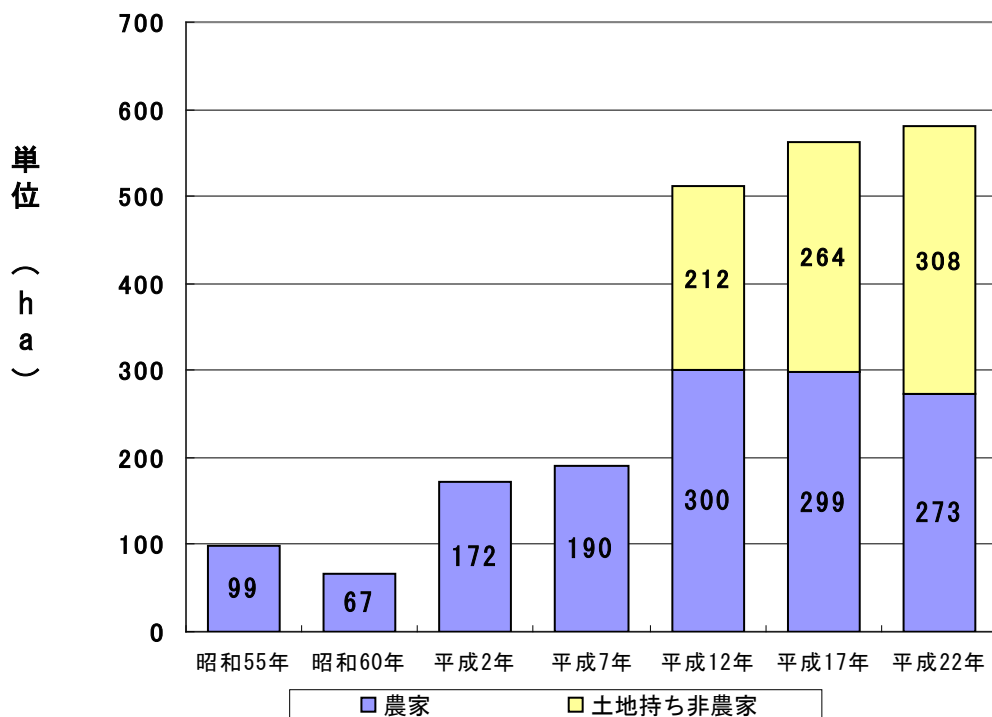
○農地面積と農家人口

農地面積は市域の1割強を占め、そのほとんどが水稻を中心とした農業です。農地や農業用水は、農作物の生産はもちろん、環境を保全する様々な機能を持っています。また広々とした水田や棚田の風景は、地域の大切な資源です。

しかし、農地や農業の担い手は減少を続けています。本市の農地（経営耕地面積）は、昭和60年から平成22年までの25年間では約24%減少しています。耕作放棄地は年々増加しており、農家戸数も25年前と比べて約46%減少し、世代交代が進まず高齢化しています。今後さらに耕作放棄地や遊休農地が増えていくおそれがあります。

これからは、農業の効率化や担い手の育成とともに、地産地消やグリーンツーリズムの振興、農家以外の市民の活動などにより、農地の保全を進めていく必要があります。

図 富山市の耕作放棄地面積の推移



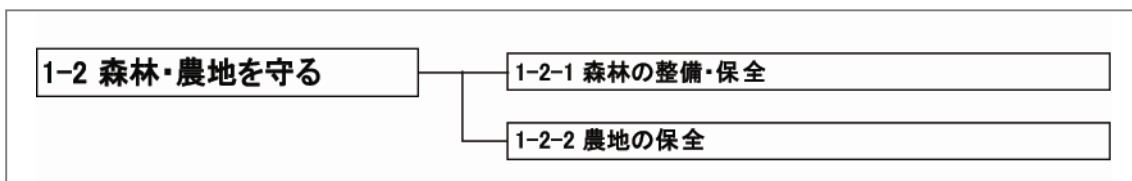
(出典：世界農林業センサス 平成23年3月)

目標

指 標		現 況	目 標 (平成28年)
1-2	森林整備面積	220ha (H22)	250ha
1-2-1	間伐等実施面積	177ha (H22)	200ha
1-2-1	里山林整備延べ面積	43ha (H22)	50ha
1-2-1	新規林業就業者数	9人 (H22)	15人
1-2-1	地域材使用量	8,500 m ³ (H22)	11,000 m ³
1-2-1	呉羽丘陵放任竹林整備面積	7.0ha (H23)	4.0ha
1-2-1	竹林ボランティア活動参加者数	166人 (H23)	200人
1-2-2	耕作放棄地面積	581ha (H22)	600ha

1-2-2	野菜作付面積	805ha (H22)	880ha
1-2-2	環境保全型農業直接支援対策事業対象面積	－ (H23 からの新規事業)	100ha
1-2-2	農業サポーター登録者数	250 人 (H23)	460 人
1-2-2	とやま楽農学園受講者数	235 人 (H23)	245 人
1-2-2	中山間地域等直接支払制度の集落協定組織取組み面積	86.7% (H23)	85%

施策



1-2-1 森林の整備・保全

森林資源の活用や、市民の参加や協力による森林・里山の維持管理などを進め、将来にわたり森林を保全します。

- 森林の持つ多様な機能を維持増進させるため、森林整備計画に基づき、計画的な森林の整備・保全を行います。
- 森林ボランティア組織を育成・支援し、市民の参加による森林や里山の整備や保全を進めます。
- 地域材の利用促進や、森林バイオマスなど、森林資源の有効活用を促進します。
- 自然体験・レクリエーションの場として自然公園や森林公園の整備を進めます。
- 森林や里山の持つ役割や保全活動の大切さについて、体験活動などを通じて普及啓発を行い、市民の理解や保全活動への参加を促進します。

1-2-2 農地の保全

農地の保全と、環境保全型農業を推進します。

- 農業を振興し、農地の持つ多様な機能を維持させるため、富山市農林漁業振興計画などに基づき、農業従事者がやりがいを持って農業に取り組める環境づくりに努めます。
- 市民による農作業支援や水田への水張りにより、耕作放棄地の発生・増加の防止に努めます。
- 土づくり等を通じて、化学肥料や農薬の投入を低減する環境保全型農業の取り組み、エコファーマーの認定を推進します。

市民の取り組み

- 森林や里山、棚田などの保全活動に積極的に参加します。
- 地域材についての理解を深め、燃料としての利用や建築資材としての活用に努めます。
- 地元産の食材を積極的に購入します。
- 家庭菜園や農業体験活動に積極的に参加します。

事業者の取り組み

- 農薬・化学肥料は適正に使用し、環境保全型農業に取り組みます。
- 地元産の食材や地域材を積極的に利用します。
- 農地の復元や景観作物の栽培などにより、耕作放棄地を有効に活用します。

1-3 自然を守る

富山市は、東に立山連峰、南に飛騨山地に続く山々、西は呉羽丘陵などの丘陵地が続き、北は富山湾に囲まれ、変化に富んだ地形を有しており、そこに生息する動植物も多種多様です。これらの自然は、私たちの生活に多くの恵みをもたらし、美しい景観や地域の身近な自然は、私たちの心のよりどころともなっています。

この豊かな自然との共生を目指すとともに、将来に引き継ぎます。

現況と課題

○豊かな自然

市内には、東部の山岳地帯を中心に、豊かな自然が多く残っています。その中には植生自然度 10 または 9(自然度の高い天然林及び自然草原、国の自然環境保全基礎調査による)の地域も含まれ、希少な生物も生息しています。

豊かな自然を保護するとともに、その利用を増進するため、国は国立公園や国定公園を、また富山県は県立自然公園を指定し、大山地域に中部山岳国立公園、有峰県立自然公園、八尾地域に白木水無県立自然公園を指定しています。また、県では、身近で特色のある風景地を保全するとともに、その利用を増進するために県定公園を指定しています。

さらに、県では、天然林や貴重な野生生物を保護するために自然環境保全地域を指定しており、この地域内では自然を損なうおそれのある行為を禁止するとともに、保護のための施設を整備しています。

表 県定公園

公園名	面積 (ha)	地域	主たる観光地
神通峡県定公園	1160	大沢野・細入	春日公園、寺家公園、猿倉山、御前山、片路峡
呉羽丘陵県定公園	487	富山	呉羽山、城山
立山山麓県定公園	980	大山	立山山麓、大品山、龍神の滝
牛岳県定公園	2431	山田	牛岳スキー場、牛岳温泉

(出典：「富山県統計年鑑」平成 21 年度末)

表 自然環境保全地域

名称	場所	面積 (ha)	主な保全対象
神通峡	大沢野地域 細入地域	152.68 (45.04)	神通川の V 字峡谷とウラジロガシ、アカシデ林
深谷	八尾地域	8.48 (1.75) [1.75]	オオミズゴケ、モウセンゴケ等の湿性植物の群生地とハッチョウトンボの生息地
日尾御前	八尾地域	34.94 (34.94)	安山岩質凝灰岩の特異な地形と優れた天然林
常楽寺	婦中地域	10.99 (0.7)	低山丘陵地にあるウラジロガシの天然林

注 ()内は特別地区面積、[]内は野生動植物保護地区面積 (出典：富山県資料 平成 21 年度末)

○生物

富山県では、国のレッドデータリストに選定されている野生動植物について、県内の生息状況を富山県レッドデータブックにまとめていますが、その中で本市に生息していると推測されるものは次の表の通りです。

また、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、身近な鳥獣生息地として、ねいの里が森林鳥獣の生息地として、有峰が特別保護地区に指定されています。

表 市内に生息する野生動植物(絶滅危惧種)

名前	分類	生息地
イトアメンボ	昆虫	富山地域、大沢野地域
オジロサナエ	昆虫	大沢野地域、細入地域、八尾地域
オツネトンボ	昆虫	富山地域
オナガサナエ	昆虫	八尾地域
カトリヤンマ	昆虫	八尾地域、婦中地域
キイロサナエ	昆虫	婦中地域
クロゲンゴロウ	昆虫	八尾地域
コオイムシ	昆虫	八尾地域
コヒョウモンモドキ	昆虫	有峰盆地内の草地
ネアカヨシヤンマ	昆虫	富山地域
ハネビロエゾトンボ	昆虫	大山地域、大沢野地域
ホンサナエ	昆虫	大沢野地域、婦中地域、富山地域
ジュズカケハゼ	淡水魚類	富山地域
ナマズ	淡水魚類	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 「富山県の絶滅のおそれのある野生動物」 で分布が地図で示されており、富山市域内 に生息していると推測 </div>
イヌワシ	鳥類	
クマタカ	鳥類	
サンカノゴイ	鳥類	
ヨシゴイ	鳥類	
ライチョウ	鳥類	
マルタニシ	軟体動物	
ホクリクサンショウウオ	爬虫類・両生類	富山地域、婦中地域
アオチドリ	植物	大山地域東部の山地
アオベンケイ	植物	大山地域の山地
イトイヌノハナヒゲ	植物	大山地域北西部の丘陵地、八尾地域北東部の丘陵地
イワオモダカ	植物	細入地域東部の山地
エゾミクリ	植物	八尾地域北西部の丘陵地
エッチウウミセバヤ	植物	大山地域西部、大沢野地域中部の溪谷
エビネ	植物	富山地域西部、大沢野地域中部、細入地域北部、婦中地域中部、八尾地域西部、山田地域中部
オケラ	植物	富山地域西部、婦中地域
オニク	植物	八尾地域南部の山地
カキツバタ	植物	大山地域南東部の山地、婦中地域北西部の丘陵地
カモメラン	植物	八尾地域南部の温帯樹林下
キキョウ	植物	富山地域西部の丘陵地、婦中地域西部の丘陵地、八尾地域南部の丘陵地
クマガイソウ	植物	大沢野地域南部の丘陵地
コシンジュガヤ	植物	八尾地域東北部の丘陵地
サギソウ	植物	大沢野地域西部、八尾地域北部
サジオモダカ	植物	富山地域中西部の低地・丘陵地
シソクサ	植物	大沢野地域北中部、富山地域北東部、婦中地域南東部の各低地
スズメハコベ	植物	富山地域中東部の低地
セキシウモ	植物	富山地域中部
セナミスミレ	植物	富山地域北部の海岸砂浜
トチカガミ	植物	八尾地域西部の池沼、富山地域中部（絶滅）

名前	分類	生息地
ナツエビネ	植物	細入地域南部の山地
ニヨホウチドリ	植物	大山地域中部の山地
ノハナショウブ	植物	大山地域南部の盆地、婦中地域西部、大沢野地域東部、八尾地域北部
ハンゲショウ	植物	富山地域南部
ヒオウギ	植物	大沢野地域中部
ヒトツボクロ	植物	婦中地域東部
ヒメザゼンゾウ	植物	八尾地域北部、山田地域中部の丘陵地
ヒメビシ	植物	細入地域北部山麓の溜池
ピロードテンツキ	植物	富山地域北中部・北西部・北東部の海岸
ピロードトラノオ	植物	大沢野地域西部の山地
フクジュソウ	植物	大沢野地域中部
ベニバナヤマシャクヤク	植物	八尾地域南部の山地
ベンケイソウ	植物	八尾地域南部の山頂
ホザキイチョウラン	植物	大山地域中東部の亜高山
ホザキノミミカグサ	植物	大山地域北西部の丘陵地、大沢野地域北東部の丘陵地、八尾地域北東部の丘陵地
ホシクサ	植物	大山地域北西部の丘陵地、富山地域中東部・北東部の低地、婦中地域北西部・北東部・南東部の低地、八尾地域南東部の低山・北東部の丘陵及び低地
ホトトギス	植物	富山地域西部の丘陵地
マツモ	植物	富山地域中部
マネキシングユガヤ	植物	八尾地域北東部の丘陵地
マルバノキ	植物	大沢野地域中部の山地
ミズスギ	植物	婦中地域
ミスチドリ	植物	大山地域南部の山地
ミズトンボ	植物	大沢野地域北部の丘陵地
ミズニラ	植物	富山地域北部
ミズネコノオ	植物	富山地域北東部および北西部の低地
ミスミソウ	植物	大沢野地域南部、八尾地域南部
ムラサキミミカグサ	植物	大山地域北西部の丘陵地、大山地域中南部の山地、大沢
ヤマトミクリ	植物	富山地域西部
ヨコグラノキ	植物	細入地域南部の山地

(出典：「富山県の絶滅のおそれのある野生生物」平成14年3月)

○自然と人の共生

中山間地の里山、農地、水辺などでは、豊かな自然と人の暮らしとの関わりの中で、自然と人の共生が図られていました。しかし、中山間地域における過疎化や高齢化に伴い、里山などに人手が入らなくなったために、クマやサル、イノシシ等による人身被害や農作物被害の拡大など、自然と人の関係の悪化が懸念されています。

また、都市近郊では農地や自然の減少によるメダカなどの身近な生き物の減少、都市部でのカラスの増加による被害が懸念されています。

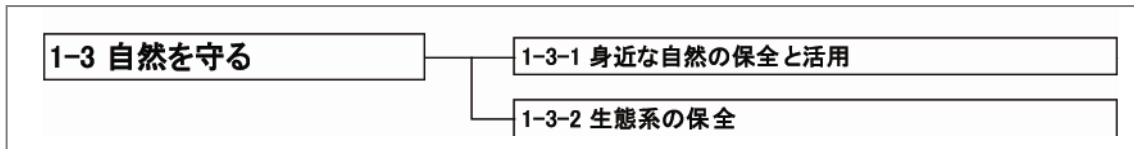
生物の多様性を確保し、自然と人の共生を図ることは、産業、観光、教育、研究など生物資源の持続的な利用を図っていく上で不可欠です。動植物、地形・地質、湧水などの自然環境を、適切に保全していかなければなりません。

今後、自然保護行政を効果的に行うために、科学博物館の活用や大学等の教育研究機関とも連携しながら、様々な情報を蓄積・分析し、保全を推進していくことが必要です。

目標

指 標		現 況	目標（平成 28 年）
1-3-1	自然公園整備	森林・自然公園等 7 箇所 (H22)	森林・自然公園等 7 箇所

施策



1-3-1 身近な自然の保全と活用

身近な里山などの保全を図り、生き物とのふれあいや共生を図ります。

- 豊かな里山の保全・整備に努めます。
- ビオトープなど生き物とのふれあいの場を確保します。
- 人と生き物との共生について意識啓発を図ります。

1-3-2 生態系の保全

多様な生物や、その生息地を守り、生物多様性を保全します。

- 自然環境の現況を把握し、保全対策の強化に努めるとともに、総合的に生態系の保全を進める体制を整備します。
- 県と協力し、自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区の特別保護地区等について、パトロールや山岳トイレの整備などの支援により、保全を図ります。
- 有害鳥獣について、県等と連携しながら発生原因を調査し、人身被害や農作物被害の対策・防止策を講じます。
- 野生生物の不適切な捕獲や採取、外来種（移入種）による本来の生態系への悪影響、生物の移動経路の分断、開発行為や農薬・化学肥料などによる生物への影響の防止に努めます。

市民の取り組み

- 自然や動植物を愛し、環境への影響を考えて行動します。
- 外来種のペットを飼育する場合は飼育責任を果たし、ペットや外来生物を逃がしたり捨てたりしません。
- 自然とのふれあいを大切にし、自然や生物について積極的に学習するとともに、保全活動に参加します。

事業者の取り組み

- 開発においては、生物や生態系に十分配慮し、必要な保護や回復措置を講じます。
- 事業所内での木の植栽や、ビオトープの造成などに取り組みます。

2. みんなが快適で住みやすいまち

2-1 生活環境の保全

豊かな自然の恵みを受け、良好な生活環境の中で私たちは暮らしています。

大気や土壌などが汚染されれば人の健康や生態系に深刻な影響を及ぼす可能性もあり、回復も容易ではありません。富山市の良好な生活環境を将来に引き継ぐため、環境保全対策の強化を図り、安全で快適な生活環境を確保していきます。

現況と課題

○大気環境

大気環境については、国の環境基準が定められています。富山市では、一般環境大気観測局 5 局、自動車排出ガス観測局 3 局、補完局 1 局で、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、一酸化炭素、炭化水素などを常時監視しており、うち 1 局では 19 の有害大気汚染物質を測定しています。

光化学オキシダントについては、一般大気観測局全てで環境基準に不適合となっています。光化学オキシダントは、光化学スモッグの原因となっている物質です。工場・事業所や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物と太陽の紫外線の化学反応によって生まれるものです。

その他の物質については、全ての項目で環境基準に適合しています。

○騒音・振動・悪臭などの問題と苦情

騒音については、29 地点で測定しています。平成 22 年度の測定では、全ての時間帯で環境基準を達成している地点は 22 地点、いずれかの時間帯が環境基準を達成しているのは 3 地点、全ての時間帯で環境基準を超過しているのは 4 地点となっています。また、自動車騒音について、自動車走行台数の多い地点などを中心に測定したところ、7 地点全てで要請限度を超過していません。

公害苦情件数は、平成 22 年度は 199 件で、水質汚濁に係るものが 63 件と最も多く、水質事故や飲食店や一般家庭からの汚水流出等に対するものが多く見られました。

○化学物質

人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質（平成 23 年提出分から、462 物質が PRTR 法の対象となっている）は、PRTR 制度によって、取り扱う事業者が、管理や移動の量を毎年届け出ることが義務づけられています。事業者の届出データは、都道府県を經由して国に集められ、その他の発生源（家庭、農地、自動車など）からの排出量とあわせて公表されています。

○土壌

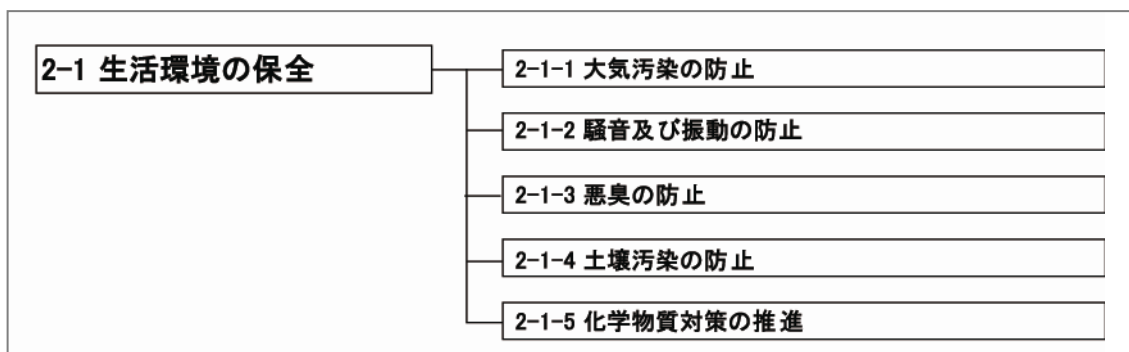
神通川流域の約 1,500ha が、カドミウムによって汚染された農用地として「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく農用地土壌汚染対策地域」に指定され、対策が進められてきました。汚染田の復元工事が終わった地区から順次指定が解除されています。

平成 14 年に施行された土壌汚染対策法では、土壌汚染が発見された場合の措置が定められており、県等と連携し、調査や汚染の除去などの必要な措置がとられるよう迅速に対応することが求められます。

目標

指 標		現況	目標（平成 28 年）
2-1	環境基準点の監視調査数	115 箇所（H22）	115 箇所
2-1	事業所立入検査数	356 事業所（H22）	380 事業所
2-1-1	環境基準の達成率（大気）	80.6%（H22）	83%
2-1-2	環境基準の達成率（騒音）	75.9%（H22）	96.8%
2-1-5	環境基準の達成率（ダイオキシン類）	92.6%（H22）	100%

施策



2-1-1 大気汚染の防止

大気の監視や、汚染の発生源に対する対策を行い、大気環境を守ります。

- 大気汚染状況の常時監視体制を維持し、効率的な監視を行います。
- 大気汚染防止法に基づき、事業所に対する規制・指導を行います。また、焼却炉の使用や野外焼却などの監視・指導を行います。
- 自動車の使用抑制、低公害車の導入促進、アイドリングストップ、物流の効率化などの自動車排ガス対策を推進します。

- 固定発生源対策として、工場・事業所等のボイラーや家庭の暖房機器などの大気汚染対策を促進します。
- アスベストの飛散を防止するため、アスベスト等を使用する建築物の解体・改修事業者に対する規制・指導を徹底します。

2-1-2 騒音及び振動の防止

騒音、振動について監視や規制・指導などを行い、静かで良好な環境を守ります。

- 道路交通騒音・振動について、監視を継続します。
- 事業所からの騒音・振動について、規制・指導を行います。
- 建設作業などから発生する騒音・振動の未然防止対策を進めます。
- 公共交通機関の利用促進など、交通流対策を進め、交通量の削減や分散を図ります。
- 低騒音舗装や道路維持などにより、路面状況から発生する騒音や振動を緩和します。
- 工場と住宅の混在している地域において、土地利用の適正化を促進します。
- 近隣騒音については、市民や事業者に対して、発生抑制の啓発を行います。

2-1-3 悪臭の防止

悪臭を防止します。

- 悪臭防止法や富山県公害防止条例に基づく規制の充実を図ります。
- 事業所に対して施設の適正管理を指導するなど、悪臭防止対策を進めます。

2-1-4 土壌汚染の防止

土壌汚染の被害の発生・拡大を防ぎます。

- 有害物質の取り扱い事業所に対して、汚染防止に係る設備等の設置を促進し、未然防止に努めます。
- 「土壌汚染対策法」に基づき、特定有害物質を取り扱っていた施設の移転や建て替えに際して状況調査を行うよう指導するとともに、汚染が明らかになった場合には浄化措置等の実施を徹底します。

2-1-5 化学物質対策の推進

様々な化学物質について、それぞれに適切な規制や管理などの徹底を図ります。

- 「PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）」に基づき、企業による化学物質の自主管理や排出量等の報告を徹底するとともに、情報を市民・企業と共有し、リスクコミュニケーションを促進します。

○ダイオキシン類やPCB、その他の有害化学物質について、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「PCB特別措置法」、「大気汚染防止法」などに基づき、排出抑制を図るよう排出事業者に対する指導を行います。

○内分泌かく乱作用など、人の健康や生態系への影響が明確にされていない化学物質のリスクについて、国や県と連携しながら情報収集や、市民への情報提供に努めます。

市民の取り組み

- unnecessary自動車の使用をできるだけ控え、公共交通機関や自転車を利用します。
- 自動車を運転する際は、アイドリングストップなどエコドライブを心がけます。
- 騒音やペットなどによる迷惑をかけないように、近隣に配慮して、地域の静かな生活環境を守ります。

事業者の取り組み

- 環境法令を遵守します。
- 業務用施設、空調、ボイラーなどは、省エネルギー型の設備を導入し、適正な維持管理により公害の発生を防止します。
- 低公害車の導入を推進します。
- unnecessary自動車の使用を控え、自動車を使用する際は、エコドライブを徹底します。
- 建物の解体・建設などの工事に伴う粉じんや騒音・振動は、工法や工事用機械を工夫してできるだけ減らします。
- 土壌汚染や悪臭の防止に努めます。
- 建物の解体等にあたって、アスベスト飛散防止策を徹底します。
- PRTR法に基づき、化学物質の適正管理や情報公開を行います。

2-2 コンパクトなまちづくり

富山市は、富山平野を中心に平坦な地形と、高い自動車依存と持ち家志向などを背景に、薄く広がった市街地を形成しています。今後は、鉄軌道などの公共交通を活かし、その沿線に都市機能や人口を集積させる「コンパクトなまちづくり」を目指します。コンパクトなまちづくりは、人口減少時代を迎えるにあたり、少子高齢社会への対応や効率的な行財政運営の面から、さらには環境面からも都市の持続可能性を高める効果が期待されています。

コンパクトなまちづくりを進めるにあたり、都市全体への環境負荷が増大しないよう環境面への影響にも配慮し、公共交通の利用促進など環境に配慮したライフスタイルを定着させるとともに、これまで引き継いできた歴史的・文化的な資源や優れた景観などの「富山らしさ」を継承していきます。

現況と課題

○市街地の拡散とコンパクトなまちづくり

富山市では、市街地の拡散が進み、中心市街地では、人口減少と高齢化、公共施設などの郊外移転などにより空洞化が進んでおり、都市全体の活力が低下しています。また、拡散した市街地は、自動車利用による環境負荷の増加、自動車が使えない人に暮らしづらく不便な都市となり、道路や上下水道など都市の維持管理に要する費用が高くなるという課題に直面しています。

このため、本市では、公共交通の活性化を軸とし、市街地の拡散に歯止めをかけ、都心や地域生活拠点地区への人口回帰や都市機能の集積を図り、全市的に、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進めます。

○持続可能で快適なコンパクトなまち

市街地が郊外に薄く広がることにより、自動車への依存度が高くなり、地球温暖化の原因である二酸化炭素や大気汚染物質の排出が多くなるなど環境に負荷を与えます。また、市街地の拡散によって農地等の自然的土地利用が減少し、市街地の周辺では農地等と宅地が混在しています。

公共交通の活性化による環境負荷の低減、計画的な土地利用による自然の再生・保全などを通じ、環境の面からもコンパクトなまちづくりを推進する必要があります。

さらには、まちをコンパクトにするだけでなく、そこに住む一人ひとりの暮らし方について環境負荷の低減を図るとともに、生活の質も高い暮らしを追求していかなくてはなりません。

○公園の状況

富山市では、風致地区として2箇所を指定し、より快適な都市環境を創り出すため、自然環境の保全を図っています。

表 風致地区の指定状況

名称	位置	面積
富山城址風致地区	本丸	約14ha
呉羽山風致地区	安養坊、五艘、五福、寺町、金屋、呉羽町地内	約280ha

(出典：「富山市の都市計画」平成23年度版)

富山市には公園や緑地、墓園が995箇所開設され、面積は587.83ha、市民一人あたりの公園緑地面積は、14.10 m²/人となっています。今後も、地域の実情に応じて公園整備を進め、自然とのふれあい、スポーツ・レクリエーション、災害時の避難など様々な機能を持つ場を創造します。

表 公園の現況

区分	都市計画公園(開設済)		都市計画外公園		計	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
街区公園	122	23.46	799	62.10	921	85.56
近隣公園	16	25.91	8	13.35	24	39.26
地区公園	8	37.03	1	2.97	9	40.00
総合公園	8	242.06	1	12.01	9	254.07
運動公園	5	102.17	0	6.09	5	108.26
特殊公園	2	4.30	2	9.93	4	14.23
緩衝緑地	2	19.10	0	0	2	19.10
都市緑地	2	15.24	16	10.44	18	25.68
緑道	3	1.67	0	0	3	1.67
合計	168	470.94	827	116.89	995	587.83

(出典：「富山市の建設(資料編)」平成23年3月)

○景観

本市は、富山湾、雄大な立山連峰、北アルプスに源を発する神通川や常願寺川など大小の河川、田園風景、森林など、四季折々の美しい自然景観に恵まれているほか、岩瀬や八尾等には歴史的風情のあるまち並みも残っており、多様な景観資源を有しています。

また、都心部では、県庁・市役所周辺地区が都市景観大賞（都市景観 100 選）を受賞しているほか、平成 18 年に開業した富山ライトレール富山港線（ポートラム）や平成 21 年に開業した富山地方鉄道富山環状線（セントラム）は、デザイン性に配慮され、新たな都心景観を演出しています。

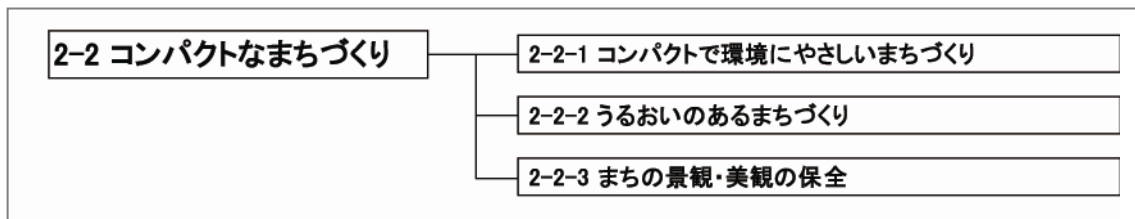
平成 17 年には「富山市景観まちづくり条例」を施行し、平成 20 年には「富山市景観形成基本計画」、平成 23 年には「富山市景観計画」を策定し、本市の貴重な景観資源を、眺望（眺望景観、眺望点）、面（都市景観、歴史景観、田園景観、自然景観）、点（建築物、工作物、樹木）の形態から、保全、創造することにより、表情豊かで魅力的な景観の形成を図っていくこととしています。

また、「富山の和漢薬のかおり」が、地域に根ざした良好なかおりのある風景として、環境省の「かおり風景 100 選」に選ばれています。八尾地域の「エンナカの水音とおわら風の盆」は、人々が地域のシンボルとして大切にし、将来に残していきたいと願っている音の聞こえる環境として、「音風景 100 選」に選定されています。

目標

	指 標	現 況	目 標 (平成 28 年)
2-2-1	総人口に占める公共交通が便利な地域に居住する人口の割合	32% (H17)	35%
2-2-1	中心市街地居住人口の社会増加 (人)	332 人増 (H18~H22)	23,800 人、 390 人増 (H24~H28)
2-2-2	市民一人あたり公園緑地面積	14.1 m ² (H22)	14.6 m ²
2-2-2	公園管理サポート実施数	5 公園 (H23)	8 公園
2-2-2	市民緑化活動による植樹等々の飾花面積	3,600 m ² (H22)	4,000 m ²
2-2-2	指定保存樹林等の本数及び面積	403 本 16,151 m ² (H22)	415 本 16,151 m ²
2-2-3	「ふるさと富山美化大作戦」参加者数	68,000 人 (H22)	70,000 人
2-2-3	景観まちづくり推進区域の指定の累計	1 地区 (H22)	4 地区
2-2-3	景観まちづくり市民団体の登録の累計	10 団体 (H22)	20 団体
2-2-3	景観まちづくり協議会の認定の累計	2 団体 (H22)	4 団体
2-2-3	無電柱化整備延長	655m (H22)	1,080m
2-2-3	伝統的家屋及び一般建築物等の修景事業の補助件数の累計	104 件 (H22)	130 件

施策



2-2-1 コンパクトで環境にやさしいまちづくり

資源やエネルギーなどに配慮したまちづくりや、環境にやさしい暮らしの実現を目指します。

- 「富山市総合計画」や「富山市都市マスタープラン」、「富山市環境モデル都市行動計画」と連携して、コンパクトで環境負荷の少ないまちづくりを推進します。
- 新エネルギーや省エネルギー、水の循環利用など環境に配慮した都市・施設整備を行います。また、地域材の利用や建設廃棄物のリサイクル・適正処理を推進します。
- 環境に配慮し、生活の質も高い暮らし方（エコライフスタイル）の啓発に努めます。

2-2-2 うるおいのあるまちづくり

緑あふれるまちなみを創造します。

- まちなかの緑地、屋敷林や社寺林、巨木・古木など緑を保全します。
- 公共施設の緑化や街路樹等の整備を行います。
- 商業施設の緑化や、民家の庭や生垣などの緑化を促進します。
- 地域の特性に応じた公園や水辺空間など、計画的に整備します。
- 農地等の自然を保全するため、土地の適正利用を推進します。

2-2-3 まちの景観・美観の保全

美しいまちなみや景観づくり、文化財などの保全・活用、まちの美化を推進します。

- 良好な都市景観を保全・形成します。
- 都市の美観維持のため、屋外広告物条例に基づき屋外広告物の規制を行います。
- 公共事業や開発事業における景観整備を推進します。
- 歴史的建造物や文化財、伝統的行事などの歴史的文化的遺産・景観の保全と活用を推進します。
- 市民や事業者と協働し、まちの環境美化を推進します。

市民の取り組み

- 街路樹や公園、社寺などの身近な緑を大切にし、住宅やまちの緑化に協力します。
- 良好な生活空間や景観の創出のため、まちづくりに積極的に参加・協力します。
- 家などの新・改築時は、景観に配慮するよう努めます。
- 公共空間をきれいに保つために協力し、ポイ捨てはしません。ペットは隣人や地域に迷惑のかからない責任ある飼い方をします。
- 地域の清掃や美化活動などに、参加・協力します。
- 地域の祭りや伝統芸能を次世代の子供たちに継承します。

事業者の取り組み

- 新たな土地利用や事業の実施にあたっては、エネルギーや水、緑などの環境に配慮した施設の導入や整備を行います。
- 宅地開発や建築事業にあたっては、歴史的文化的遺産の保全や、周辺景観へ配慮します。
- 屋外広告物のルールを守り、景観を阻害しないよう配慮し、違法な看板や張り紙は設置しません。

2-3 環境負荷の低い交通体系の実現

富山市は、市街地が薄く広がり、生活するためには自動車が必要となっております。自動車は、便利な反面、大気汚染物質や温室効果ガスの排出、石油資源の消費など、環境に負荷をもたらします。

このことから、鉄軌道をはじめとする公共交通の活性化を推進するとともに、市民・事業者の意識転換を図り、持続可能な交通体系の実現を図ります。

現況と課題

○富山市は自動車への依存度が高い

富山県の道路整備率は約 74.6%（平成 21 年 4 月 1 日現在、全国第 1 位）であり、一世帯あたりの自動車保有台数は 1.72 台（平成 22 年 3 月末現在、全国第 2 位）と高い値となっております。（国土交通省「自動車保有車両数月報」）

また、富山市における一世帯あたりの自動車保有台数は 1.59 台であり、保有台数の推移としては、平成 2 年の約 13 万 8 千台から平成 21 年には約 25 万 5 千台に大幅に増加しており、交通の集中する朝・夕方の時間帯には渋滞も起きています。

一方、路線バスなどの身近な公共交通機関は、利用者の減少に歯止めがかからず減便や路線の廃止が続いており、その結果、自動車利用の増加を招くという悪循環になっています。

また、マイカーを利用できない高齢者が増加していく中、公共交通機関の利便性や快適性の向上に努めるとともに、誰もが利用できる移動手段の整備や、歩いて暮らせるまちづくりを推進する必要があります。

こうしたことから、本市では公共交通の活性化を軸としたコンパクトなまちづくりを進めています。

○自動車利用による環境問題

自動車は日常生活に欠かせないものですが、自動車利用に伴って、大気汚染物質である窒素酸化物や温室効果ガスである二酸化炭素の排出など、様々な環境負荷が生じます。

富山市から排出される二酸化炭素のうち、運輸部門からの排出が約 22.5%（平成 15 年）を占めています。

こうした中、富山市では、平成 18 年 4 月に環境にやさしい公共交通として、富山駅と岩瀬浜駅の 7.6km を結ぶ富山港線を LRT（次世代型路面電車システム）化し、富山ライトレールが開業しました。更には、市内電車環状線が平成 21 年 12 月に開通するなど、公共交通軸の活性化によるコンパクトなまちづくりを進めています。

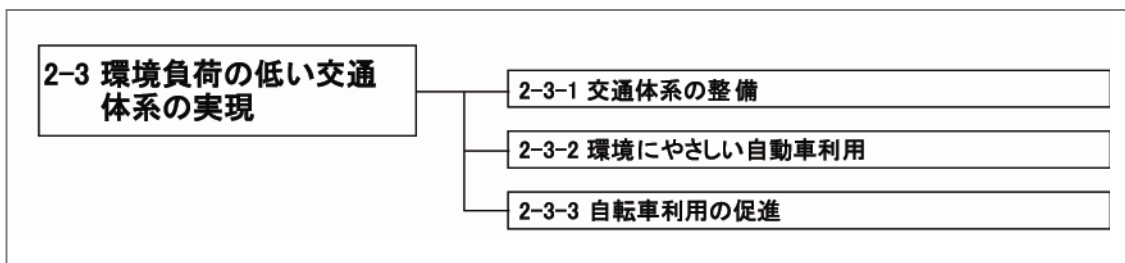
○自転車利用の促進

自動車からの転換を促し、環境負荷の低減を図ることや、中心市街地の活性化を図るために、富山市と民間事業者が連携して、自転車市民共同利用システム「アヴィレ」を導入しました。また、自転車事故や放置自転車の増加などの課題があることから、平成 23 年 3 月には「富山市自転車利用環境整備計画」を策定し、自転車利用環境の整備に努めるとともに、利用を促進します。

目標

	指標	現況	目標値（平成 28 年）
2-3-1	公共交通利用者数	62,432 人/日 (H21)	64,000 人/日
2-3-1	コミュニティバスの運行本数（利用者数）	2 ルート各 31 便 (10.6 人/便・日) (H22)	2 ルート（1 日 28 便又は 31 便） (10.6 人/便・日)
2-3-1	ノーマイカーデー実施企業数	77 社 (H22)	95 社
2-3-1	渋滞交差点における CO2 削減量	58 t (H22)	154 t

施策



2-3-1 交通体系の整備

公共交通機関を充実させ、快適でわかりやすく、誰もが便利に移動できる交通体系を整備します。

- 現存する鉄軌道や幹線バス路線を活かし、公共交通の活性化を図ります。
- 地域拠点や交通結節点を結ぶ交通体系の形成を図ります。
- ノーマイカーデーの実施を通じて、自動車から徒歩や自転車、公共交通利用への転換を推進します。
- フィーダーバスやコミュニティバスなどによるバス路線の維持や、パークアンドライドなどマイカー利用との連携、交通情報提供システムの充実などを進め、公共交通機関の利便性を高め、利用を促進します。
- 幹線市道や都市計画道路（街路）の計画的な整備、交通支障箇所交差点の改良を図ります。

2-3-2 環境にやさしい自動車利用

自動車を利用する場合に、その環境負荷ができるだけ小さくなるよう、有効な対策を講じます。

- アイドリングストップ、経済速度での走行など、エコドライブを普及啓発します。
- BDF利用、低公害車・低燃費車、クリーンエネルギー自動車の普及を促進します。
- 物流拠点の整備、配送システムの効率化、共同集配など、輸送効率の高い物流システムの構築（物流のグリーン化）を推進します。

2-3-3 自転車利用の促進

温室効果ガス排出量の削減を図るため、自動車からの転換を促すとともに、自転車を快適に利用できる環境を整備します。

- 安心・安全に走行できる自転車利用環境を整え、自転車利用を促進します。
- 市民や来街者が気軽に乗れる自転車利用環境づくりを促進します。
- 鉄軌道や路線バスなどの公共交通機関と連携した自転車利用を促進します。

市民の取り組み

- 自動車から徒歩や自転車、公共交通利用へ転換します。
- 自動車利用の場合は、相乗りやパークアンドライドを行い、環境負荷が少なくなるよう工夫します。
- アイドリングストップなど、エコドライブを実践します。
- マイカーには、電気自動車やハイブリッド車などの低公害車を選びます。

事業者の取り組み

- アイドリングストップなどのエコドライブや、自動車の適切な整備などに努めます。
- ノーマイカーデーの設定など、通勤時の公共交通機関利用や相乗り出勤、時差出勤などを促進します。
- 低公害車を積極的に導入します。
- 共同配送などにより、物流の効率化を図ります。
- モーダルシフト（貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道・海運利用へと転換すること）やトラック輸送の効率化に取り組み、輸送に伴う環境負荷を削減します。

3. 脱温暖化・循環型のまち

3-1 地球温暖化の防止

今日の環境問題は、ごみや生活排水などの地域の問題から、地球温暖化に代表される地球規模の問題まで、その影響が多様化、深刻化しています。その原因は、生活の豊かさを追求した大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動です。よって、私たちは地球の有限性を認識し、ライフスタイルを見直し、持続可能な社会にしていかななくてはなりません。

このことから本市においては、地球温暖化防止行動の具体的な取組み計画である「富山市環境モデル都市行動計画」を平成21年3月に策定し、市民・事業者・行政が一体となって、温室効果ガスの排出量を基準年（2005年）比で、2030年に30%削減、2050年には50%削減することを目指すとともに、新たに国から認定された環境未来都市として、地理的特性を活かした再生可能エネルギーの導入等、独自性のある事業に取組み、国内外のモデルとなる環境にやさしい持続可能な都市を目指します。

現況と課題

○温室効果ガス排出量の増加

温室効果ガス排出量の97%以上を占める2007年度の二酸化炭素排出量は、産業、家庭、業務・その他、運輸の4部門合計で約4,167千トンとなっております。1990年と比較すると、約21%増加しており、全国平均（約15%）を上回っています。特に家庭部門で増加率が高くなっています。

図 富山市の温室効果ガス排出量の構成

単位：千 t-CO₂

		1990 年		2007 年	
		(千 t-CO ₂)	構成比	(千 t-CO ₂)	構成比
CO ₂ 排出部門 エネルギー起源	エネルギー転換	76.8	1.9%	50.4	1.1%
	産業	1,670.9	42.1%	1,685.8	36.7%
	家庭	518.1	13.1%	837.3	18.2%
	業務・その他	411.3	10.4%	639.0	13.9%
	運輸部門	848.8	21.4%	1,004.8	21.8%
非エネルギー起源 CO ₂ (工業プロセス, 廃棄物)		272.3	6.9%	249.1	5.4%
メタン・一酸化二窒素		90.6	2.3%	78.1	1.7%
代替フロン等 3 ガス		76.8	1.9%	55.3	1.2%
計		3,965.6	100.0%	4,599.8	100.0%

(出典：富山市資料 平成 22 年度)

世帯数の増加と一世帯あたりのエネルギー消費量の増加、オフィス等における OA 機器の普及、自動車保有台数の大幅な伸びが、本市における温室効果ガス排出量の増加につながっていると考えられます。

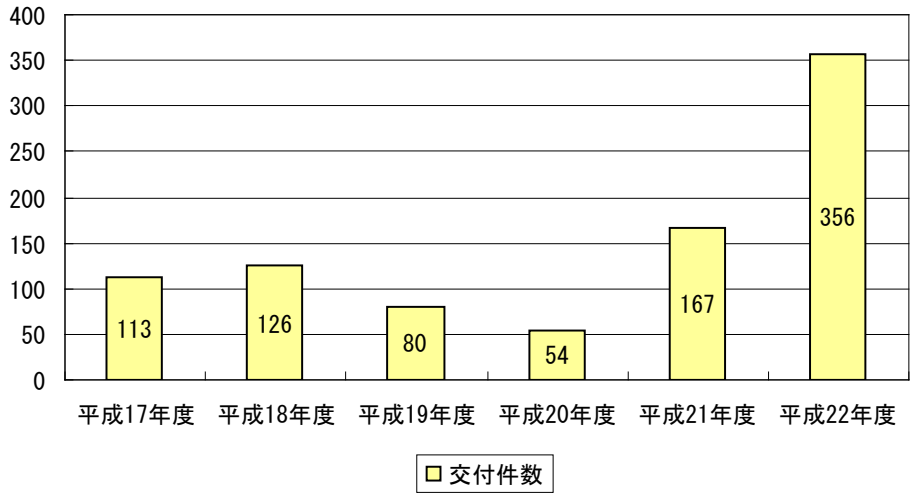
○省エネルギーの推進

環境負荷の少ないライフスタイルとワークスタイルの普及を図るため、家庭や企業に対する省エネルギー意識の啓発・誘導や、省エネルギー型施設・設備の導入に努めています。

○新エネルギーの導入

私たちの生活に必要なエネルギーの大部分は、石油などの化石燃料に依存しており、これらの資源は有限であることや、消費により温室効果ガスが発生すること、更には、東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、エネルギー供給構造の見直しが求められています。このことから、広大で豊かな自然を活かして、小水力発電や太陽光発電、森林バイオマスなどの新エネルギーの積極的な導入に努めています。

図 住宅用太陽光発電システム設置補助制度における交付件数



(出典：富山市資料 平成 23 年 3 月末)

○二酸化炭素以外の温室効果ガス削減対策

富山市のメタンや一酸化二窒素、代替フロン類（HFC、PFC、SF6）の排出量は、約 13 万 3 千 t-CO₂ (平成 19 年) であり温室効果ガス排出量の約 2.9% と非常に小さいものの、地球温暖化の作用が大きいことから、排出抑制対策の推進が必要です。

メタンや一酸化二窒素は、エネルギーの燃焼のほか、廃棄物処理（焼却・埋立）、下水処理、家畜ふん尿処理、農業（水稻栽培、施肥）などの活動に伴い、排出されます。代替フロン類は、オゾン層破壊物質として生産・使用が規制されたフロンに替わり、冷媒として利用されているほか、電子部品の製造や半導体製造の際に使用されています。これらは、関係事業者団体が自主行動計画を策定して、取り組みを進めています。

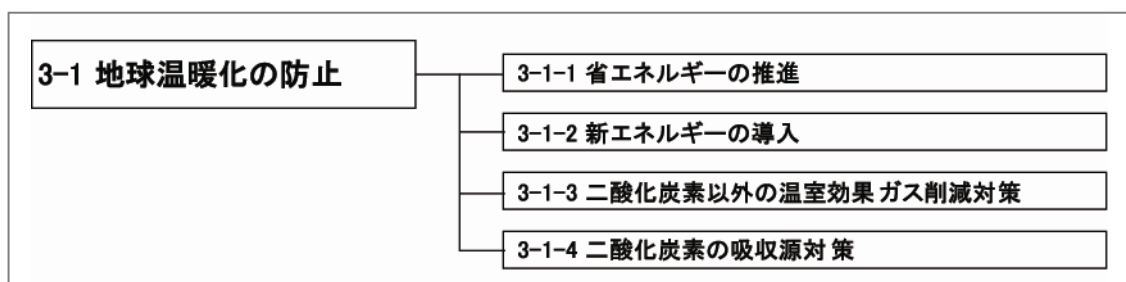
○二酸化炭素の吸収源対策

森林は、温室効果ガスである二酸化炭素を吸収したり、貯蔵したりする機能を持っており、地球温暖化対策の柱の一つに位置づけられています。富山市では、森林面積が市域の約 7 割を占めていることから、間伐などの森林管理を進めて、二酸化炭素を長期にわたり吸収・固定する森林を育てることや、木材・木質バイオマスの利用を進めることは、地球温暖化防止に貢献し、同時に水資源の涵養や災害の防止などの効果をもたらします。

目標

	指 標	現 況	目 標（平成 28 年）
3-1	温室効果ガス排出量の削減割合	— (基準年度 H17)	13.3%
3-1-2	省エネ設備設置補助件数	25 件 (H22)	50 件
3-1-2	住宅用太陽光発電システム設置補助件数	356 件 (H22)	500 件

施策



3-1-1 省エネルギーの推進

市民・事業者・行政が一体となり、省エネルギーを推進します。

- 出前講座や環境教育を通じて、省エネルギー・省資源のライフスタイルの普及啓発に努めます。
- 「チームとやまし」の活動を通じて、自主的に事業者・学校・地域・家庭などが連携・協力して、地球温暖化防止に取り組みます。
- 「富山市地球温暖化防止実行計画」に基づき、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減を図ります。
- 住宅や事業所、公共施設などに、省エネルギー機器の導入を推進します。
- 公共交通活性化によるコンパクトなまちづくりを通じて、省エネルギー型のまちづくりを進めます。

3-1-2 新エネルギーの導入

豊かな自然を活かした新エネルギーや未利用エネルギーの導入を推進します。

- 太陽光発電や小水力発電、風力などの新エネルギーの積極的な導入を推進し、地域環境の保全及び地域の活性化を目指します。
- 今まで利用していなかった工場の廃熱、ごみ・汚泥の焼却などのエネルギーの導入について、検討します。

3-1-3 二酸化炭素以外の温室効果ガス削減対策

メタンやフロン類等の温室効果ガスの削減を図ります。

- 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、家畜ふん尿の適正処理を推進するとともに、農薬や化学肥料の依存を下げるなど、環境にやさしい農業を推進します。
- 廃棄物の焼却による温室効果ガスの発生を抑制するため、廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルを推進します。
- 「フロン回収破壊法」や「家電リサイクル法」、「自動車リサイクル法」に基づき、空調機器や家電製品、自動車に使われているフロン類の回収・適正処理を推進します。

3-1-4 二酸化炭素の吸収源対策

森林の二酸化炭素吸収源として、機能の充実を図ります。

- 市民、事業者、NPO など多様な担い手と連携し、下草刈、間伐等の森林整備を計画的に実施し、森林の持つ公益的機能の維持増進に努めます。
- 森林機能の重要性に対する認識や、森づくりへの参画意識の高揚を図ります。
- 地域材を使用した木造住宅の普及や、公共工事等における地域材の利用など、木材資源の地産地消を推進します。
- 地域間伐材を利用した木質ペレットの普及を推進します。
- 屋上緑化や壁面緑化を推進します。

市民の取り組み

- 現在のライフスタイルを見直し、「もったいない」の心がけで、資源やエネルギーの無駄をなくしたエコライフスタイルへ転換します。
- 冷暖房の温度設定や待機電力の削減など、家庭における省エネルギーを実践します。
- 家電製品等の買い換え時には省エネルギー機器を選択し、高効率エネルギーシステムの導入や、断熱化などにより、住宅の省エネルギー化を図ります。
- 住宅への太陽光発電や太陽熱温水器など、新エネルギーの導入を推進します。
- 徒歩や自転車、公共交通機関の積極的な利用、エコドライブ（アイドリングストップや急発進、急加速をしないなど）を実践します。
- 自宅の庭や屋上、ベランダなどの身近な場所に植樹などを行い、緑化に努めます。

事業者の取り組み

- 事業所におけるエネルギー管理の徹底、省エネルギーを図ります。
- 省エネルギー機器の導入や建物の省エネルギー化、廃熱の有効利用を行います。
- 事業所周辺や屋上などを緑化します。
- 太陽光や風力発電、太陽熱利用など、新エネルギーを利用します。
- グリーン購入を推進します。
- エコドライブや低公害車の導入を推進します。
- 自動車や空調機器等のフロン回収を推進します。

3-2 循環型社会の構築

現在の大量消費・大量生産・大量廃棄型の経済社会活動は、資源の枯渇と廃棄物の最終処分場の逼迫を招いています。そのため、市民・事業者・行政が一体となって「もったいない」の心がけにより資源の無駄をなくし、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の3Rの実践により「脱埋立都市」を目指します。また、全国的に多発している産業廃棄物の大規模な不法投棄を本市において発生させないため、今後もパトロールなど廃棄物の適正処理、不法投棄防止に向けた取り組みを推進します。

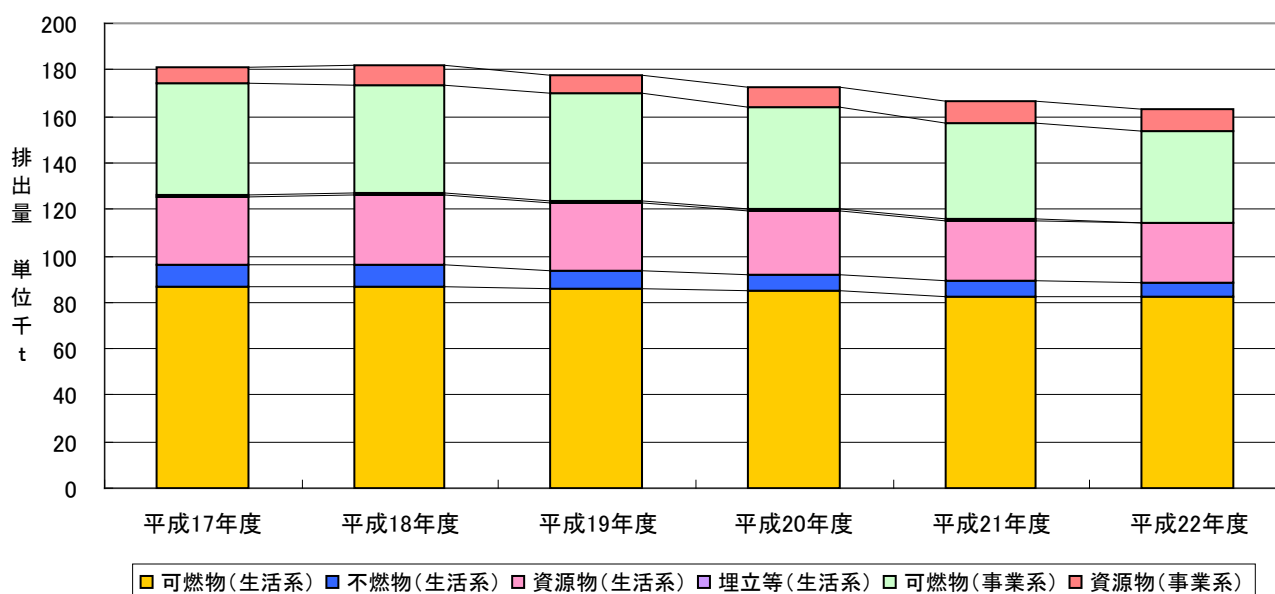
現況と課題

○一般廃棄物の排出状況

平成22年度の一般廃棄物の総排出量は約16万3千tで平成17年度と比較して約1万8千t（約10.0%）減少しました。その内訳は、生活系廃棄物が約11万5千tで、平成17年度比で約9.4%の減、事業系廃棄物が約4万9千tで約11.4%の減となっています。

また、空き瓶や空き缶、古紙などの生活系資源物回収量は、約2万6千tで、平成17年度と比較して約3千t（約9.9%）減少しています。事業系資源物回収量は、約1万tで平成17年度と比較して、約2千t（約23.7%）増加しています。

図 富山市の一般廃棄物排出量の推移



（出典：富山市資料 平成23年度）

ごみの排出抑制と分別排出の徹底を推進してきた結果、ここ数年、廃棄物の排出量が減少傾向にあります。

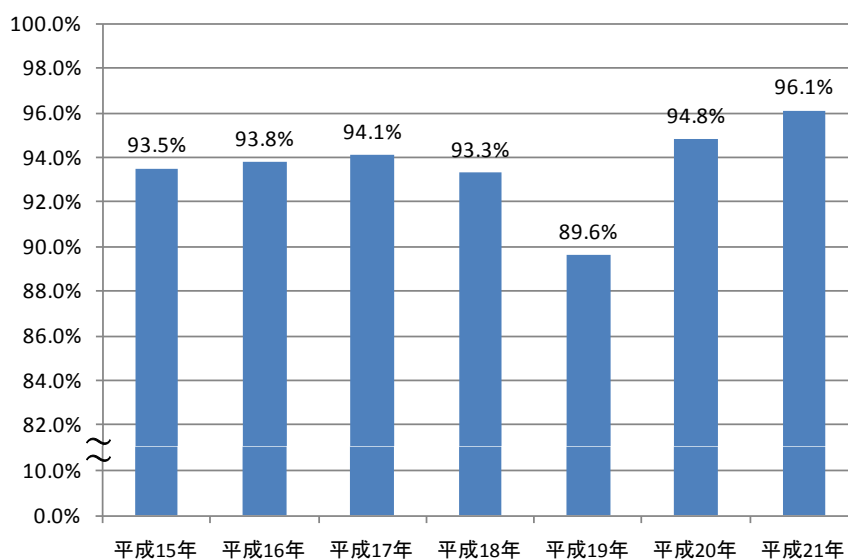
引き続き、廃棄物の排出抑制、減量化、循環的利用及び適正処理の推進により資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する循環型社会を形成する必要があります。

○産業廃棄物の排出状況と減量化・循環率

富山市における平成 21 年度の産業廃棄物発生量は約 148 万 4 千 t で、種類別では、汚泥が約 86 万 4 千 t で全体の約 58. 2% を占めており、次いでがれき類が約 38 万 t になっています。業種別では製造業が約 73 万 8 千 t (約 49.7%)、電気・ガス・水道業が約 20 万 7 千 t (約 13.9%)、建設業の約 43 万 3 千 t (約 29.2%) で、これらの業種で全体の 92% 以上を占めています。処理処分状況については、発生量約 148 万 4 千 t のうち、無処理埋立処分されたものは約 1 万 8 千 t、脱水・焼却・中和等の中間処理されたものは約 141 万 t、無処理再使用されたものは約 5 万 6 千 t となっており、最終的には約 5 万 8 千 t が埋立処分され、約 61 万 7 千 t が循環利用、残り約 80 万 9 千 t が減量化されています。

平成 15 年から平成 21 年の循環率を見ると、基本的に 90% 以上で推移しています。

図 産業廃棄物の減量化・循環率



(出典：富山市資料 平成 23 年度)

○循環型社会を目指したエコタウン事業

「富山市エコタウンプラン」に基づき、本市北部地域に「エコタウン産業団地」を整備しました。団地には、リサイクル施設を集約し、エネルギー利用も含めて、団地内のゼロ・エミッション化を進めています。

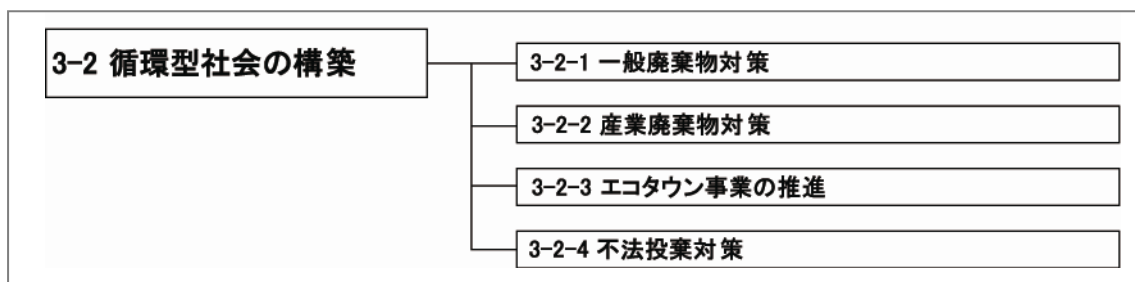
第1期事業として、平成15年度に廃プラスチック、木質系廃棄物、生ごみ及び剪定枝、自動車の4つのリサイクル施設が操業を開始し、第2期事業として平成17年度に廃合成ゴム、平成18年度に難処理繊維及び混合廃プラスチック、廃食用油のリサイクル施設、平成22年度に廃棄物エネルギーのリサイクル施設が操業を開始し、現在8つのリサイクル施設、企業としては7企業が立地しています。

○生ごみの循環

本市では、平成18年度より、モデル事業として、家庭から排出される生ごみを他の「燃やせるごみ」と分別してリサイクルを実施しています。分別して収集された生ごみは、富山市エコタウン産業団地内に運ばれ、約10日間かけて発酵させ、バイオガスを作り、そのガスを利用して電気を生み出しています。約2tの生ごみが、4人家族の約1ヶ月分の電気に生まれ変わっています。平成22年度は、9地区で実施しています。

目標

	指 標	現況	目標（平成28年）
3-2-1	市民一人1日あたりの一般廃棄物排出量	1,073 g（H22）	1,040 g
3-2-1	一般廃棄物リサイクル率	24.6%（H22）	27%
3-2-1	一般廃棄物最終処分量	13,676 t（H22）	12,000 t
3-2-1	事業系可燃物の1日あたり排出量	108 t（H22）	101 t
3-2-2	産業廃棄物減量化・循環利用率	96.1%（H21）	96.2%
3-2-2	不適正処理指導率	25%（H22）	3%
3-2-2	産業廃棄物排出事業者等への立入検査件数	356件（H22）	300件
3-2-3	エコタウン交流推進センター利用者数	8,921人（H22）	10,000人
3-2-3	生ごみリサイクル事業実施地区数・リサイクル量	9地区・528 t（H22）	14地区・1,800 t



3-2-1 一般廃棄物対策

家庭や事業所から出る一般廃棄物を減らし、リサイクルや適正処理を徹底します。

- 「富山市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、一般廃棄物の発生抑制などの対策を推進します。
- 「もったいない」から始めるごみを出さないライフスタイルの普及啓発を行います。
- 市民に対して、家庭ごみの分け方・出し方の周知を図り、ごみの分別排出の徹底を促進します。
- 適正処理困難物については、国や関係機関と連携しながら、適正処理を進めます。有害物質が含まれる廃棄物について、確実に分別回収するルートを構築します。
- 情報提供や指導などにより、事業系一般廃棄物の減量化を促進します。
- 災害時における廃棄物対策については、東日本大震災を教訓として、適正に処理できる体制を整備します。

3-2-2 産業廃棄物対策

産業廃棄物の減量や適正処理について、監視・指導します。

- 国や県と協力し、産業廃棄物の発生抑制や減量化対策を推進します。
- 産業廃棄物の発生や移動、処理・処分の状況を把握します。
- 産業廃棄物の適正処理が徹底されるよう、定期的な立入調査を行います。
- 廃棄物処理施設や処理業の許可は、関係する各部局と協議のうえ、適正かつ慎重に行い、環境への悪影響を未然に防止します。

3-2-3 エコタウン事業の推進

富山市のエコタウン事業を、ハード・ソフト両面で総合的に推進します。

- エコタウン事業者との環境保全協定に基づき、地域の環境保全を図ります。
- エコタウン交流推進センターを中心に、エコタウンに関する情報等を発信します。
- 地域の環境保全活動や環境教育の拠点施設であるエコタウン交流推進センターの活動の充実を図ります。

3-2-4 不法投棄対策

廃棄物の不法投棄や不適正処理を防止します。

- 廃棄物の排出事業者に対し、排出者責任と適正処理の徹底を指導します。
- パトロールや立入調査を行い、不法投棄や不適正処理の未然防止や早期発見に努めます。

市民の取り組み

- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）により、ごみを減らし、資源を有効に利用します。
- ごみ出しのルールを守り、正しく分別します。
- 地域での資源集団回収やフリーマーケット、不用品交換などに参加・協力します。
- 調理くずや食べ残しを減らします。
- ごみの不法投棄や野外焼却はしません。

事業者の取り組み

- 長期間使用できる製品やリサイクル可能な製品・容器、再生品等の開発・製造・販売に努めます。
- 原材料の調達や事務用品などの物品購入は、グリーン購入を推進します。
- 「廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）」を遵守します。
- ごみや古紙などの分別を行い、廃棄物の減量化を図ります。
- 自社廃棄物の発生から処分までの把握、再生原料の利用、リサイクル製品の使用など、廃棄物の減量・循環利用に積極的に取り組みます。
- 廃棄物の不法投棄や野外焼却はしません。

4. 環境の保全と創造を担う人・地域をつくるまち

4-1 環境教育・学習の推進

身近な自然や地球の環境を保全し、持続可能な社会を築くためには、多くの市民や事業者が、自発的かつ積極的に行動を起こしていくことが必要です。

すでに多くの人が、何らかの場や機会で、環境に関する情報収集や、環境保全活動に取り組んでおりますが、情報や知識を行動に結びつけていくことや、色々な取り組みにつなげて、より大きくしていくことが大切です。

市民や事業者、行政、地域、教育機関など、様々な主体が連携・協力し、環境について学び行動していく輪を広げます。

現況と課題

○環境教育・学習の推進

平成 15 年 7 月に「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定されました。接続可能な社会をつくっていくためには、家庭や学校、地域、事業所など様々な場で、多くの人々が自ら進んで環境保全活動を行うことが大切であり、そのために環境教育・学習を進めるとの目的で定められた法律です。環境保全活動と環境教育にあたり重視する考え方や、人材育成や拠点整備などの仕組みが示されています。

また、平成 17 年（2005 年）～平成 26 年（2014 年）は「国連持続可能な開発のための可能な開発のための教育の 10 年（Education for Sustainable Development）」とされています。「ESD（接続可能な開発のための教育）」は、持続可能な社会の実現に向けて、私たち一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変革するための教育です。全ての人々が安心して暮らせる未来を実現するために、必要な力や考え方を育み、課題の解決に向けて参加する力を育む教育です。このような趣旨を理解し、富山市において ESD を実践していくことが求められています。

○環境学習拠点

富山市北部のエコタウン産業団地内には、「エコタウン交流推進センター」が平成 17 年に開設しています。この施設は環境教育・学習・啓発活動を行うため、常設・企画展示のほか、環境に関する学習講座「エコタウン学園」を開催し、環境意識の醸成に努めています。

北代緑地は、一般廃棄物最終処分場の跡地を緑化して、二酸化炭素の吸収源としての効果を期待し、整備したものです。市民参加で公園のあり方を検討し、森づくりや自然の中のレクリエーションなどにより環境の大切さが体験できるようになっています。

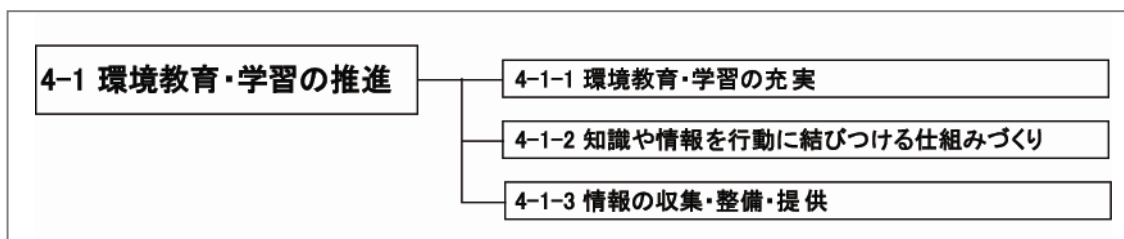
富山市ファミリーパークは、昭和 60 年に開園した施設で、郷土の動植物についての様々な知識を普及するために、富山や日本の動物を中心に生態展示や、自然環境の調査と保全などを行っています。パーク内の自然体験センターでは、講座などの学習が開催され、園内の田んぼや里山では、市民ボランティアによる保全体験事業などが行われています。

富山市科学博物館は自然科学の博物館として、富山の自然とそこに生きる人々との関わりを標本や展示を通じてわかりやすく紹介しています。さらに、自然教室や天文教室などの教育活動を行っています。

目標

	指 標	現 況	目標値 (平成 28 年)
4-1-1	エコタウン交流推進センター利用者数	8,921 人 (H22)	10,000 人

施策



4-1-1 環境教育・学習の充実

富山市の環境や資源など、特徴を活かした環境教育・学習を進めます。

- 富山市の社会や環境の現状など、特性を活かした環境教育・学習を、総合的・体系的に推進します。
- 行政の関連部局や教育機関、公民館、市民団体などが協力し、環境教育・学習を推進できるよう、連携や調整を図ります。
- 多くの市民が関心をもって参加できる環境学習の場と機会の充実を図ります。また、環境学習プログラムの整備を進めます。
- 学校教育の現場などと連携し、子供向けの学習プログラムや教材作成、教員を対象とした情報提供や研修などを行い、学校教育における環境教育を推進します。
- 地域や職場における環境学習や環境保全活動を企画・運営・指導できる環境保全活動リーダーの育成、派遣などに取り組みます。

- エコタウン交流推進センターを拠点とし、常設・企画展示の充実や、エコタウン学園事業の充実を図るとともに、学校・教育機関や地域との連携などを図り、環境教育・学習を全市に広げていきます。

4-1-2 知識や情報を行動に結びつける仕組みづくり

環境教育・学習が知識や情報にとどまることなく、実際の行動につながっていくことを重視し、市民や行政がアイデアを出し合っ、体験的な学習や動機づける仕組みづくりを行います。

- 様々な場や媒体を活用し、環境の仕組みや状況、環境保全行動の効果と必要性、市民や事業者の取り組むべき行動などについて、わかりやすく広報します。
- 環境への関心やライフスタイルに合わせ、多くの市民や事業者が環境保全活動に参加できるよう、気軽に参加できる体験機会や多様な環境保全活動の場を設けます。
- 関心や知識・情報が行動につながるよう、体験的な学習や、環境保全に関する技術・技能を習得できる機会を設けます。
- 多くの市民や事業者が環境保全行動に、意義を感じながら楽しく取り組み、経済メリットも得られる仕組みや、認定・表彰制度など、行動に向けたインセンティブ（動機づけ）に努めます。

4-1-3 情報の収集・整備・提供

情報は、学習や活動の基盤であり、できるだけ多くの市民や事業者などに、必要とする情報を届けられるよう工夫します。

- 市が行う監視・測定や、国・県・大学・研究機関などとの連携により、環境に関する情報を収集するとともに、市民や事業者にわかりやすく情報提供するよう努めます。
- 市の広報やホームページ、イベント、エコタウン交流推進センター等の環境情報拠点施設などの様々な場や媒体を活用し、多くの人に環境情報が届くよう工夫します。
- 市民・事業者・行政が協力して、環境保全活動を推進するために、環境報告書などを作成・公表し、富山市の環境や環境保全活動に関する情報の共有化を図ります。

市民の取り組み

- 家庭で環境について話し合い、エコライフを実践します。
- 環境教育・学習活動に積極的に参加します。
- 環境についての情報に関心を持ち、環境保全活動に活かします。

事業者の取り組み

- 従業員への環境教育や、環境学習の機会を提供します。
- 講師の派遣など、地域や学校における環境教育・学習を支援します。
- 環境に関連する情報を公開し、提供します。
- 学校などの教育機関は、環境教育・学習に、体系的に取り組めます。

4-2 環境と経済・社会の好循環の実現

富山市は、自然環境に恵まれているとともに、県都として人・もの・お金・情報等の発信・交流の拠点として発展しています。

しかし、経済発展に伴って自然を破壊したり、資源やエネルギーを大量に消費したり、廃棄物を大量に発生させたりすることが今日の環境問題の原因となっています。そのため、環境の保全や環境問題の解決に向けて、本市の多様な人と地域の力とアイデアを結集して、人やもの、お金の良い流れをつくり出し、環境を良くする行動が社会や経済を活性化し、さらには、地域や経済の活性化に結びつき、環境を良くする力につながる、という好循環を生み出していくことを目指します。

また、地球温暖化や酸性雨、黄砂、海岸漂着ごみといった課題は、富山市だけではなく、近隣の自治体や国、県、さらには環日本海をはじめとする国際的な協力も不可欠です。

現況と課題

○市民・事業者の環境意識

平成 17 年度に実施した、環境についての市民アンケート調査の結果によれば、多くの市民が様々な環境問題に幅広く関心を持っています。

環境保全に対しては、ごみの分別や出し方、節電について多くの人に取り組んでおられ、日常生活で、できることは取り組みたいという高い意識も示されています。

また、平成 18 年度に行った事業者アンケートによれば、多くの大規模事業所で、地球温暖化防止に向けた取り組み、環境に関する専門組織の設置や従業員に対する環境教育が行われています。

○地域社会の力と環境保全

本市では、町内会やPTA、ボランティア団体、環境NGOなど、地域で環境活動を行っている組織や団体が多くあり、身近な緑や里山の保全、地域と学校が連携した環境教育など、様々な活動を展開しています。

また、市民総参加型の温暖化防止活動として、「チームとやまし」の取り組みを促進しています。「チームとやまし」は、事業者・学校・地域・家庭などが自主的に結成したチームで、二酸化炭素排出量削減の成果を上げていくことを目的に、具体的な行動とその目標を掲げ活動しています。

自分たちの地域にある自然や社会の資源を把握し、様々な主体が一つの方向性を共有して連携することで、より良い環境や地域をつくることができます。このような意識や能力を「地域環境力」と呼び、それぞれの地域の資源や特徴、これまで培われてきた人のつながりをもとに、自主的・積極的に環境活動や地域づくりを進めることが大切であるとされています。

環境のために行動する人づくりが地域の環境力を高め、地域の環境活動の活性化が、環境のために行動する人を増やすという好循環を生み出すことが期待されています。

○環境と経済の好循環

持続可能な社会を実現していくためには、環境を良くすることが経済を活性化し、経済を活性化することにより環境も良くなるという「環境と経済の好循環」を目指すことが求められています。事業者による自主的な環境保全の取り組みの推進、消費者による環境に良い商品の選択などを通じて、環境に配慮した市場を形成していく必要があります。

富山市では、エコタウン産業団地を中心に、市民や事業者の参加協力を得て環境産業の育成による地域振興を推進しています。また、本市の地域資源を活かした地産地消や、グリーンツーリズムなどの推進により、地域の活性化を図ることもできます。

○地域間の交流

上流の森林や農地を保全することは、下流地域に豊かな水をもたらすことや、災害を防ぐことにつながります。しかし農村部では、高齢化や農林業の衰弱などにより、森林や農地の管理不足が懸念されています。

これに対し、都市部と山間部の市民連携による森林や里山の保全、グリーンツーリズムや特色ある地場農林水産物の販売促進による地産地消の推進など、農山漁村の活性化の取り組みが始められています。

○広域的・国際的な連携協力

富山市では、周辺の自治体との広域的なごみ処理、国や県と連携した環境の監視及び調査を行っています。

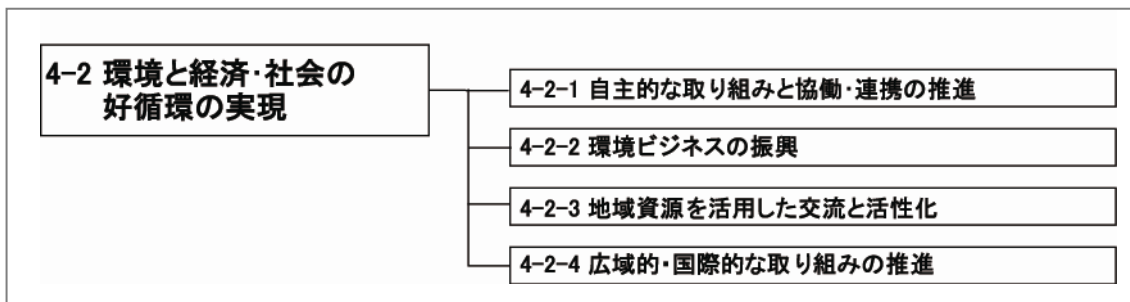
本市には、国連機関であるNOWPAP（北西太平洋地域海行動計画）本部事務局が設置されており、日本海・黄海の海洋環境保全に関する国際会議が開催されています。またNPEC（環日本海環境協力センター）では、海洋資源や海洋汚染に関する調査研究などが行われています。

国や県との連携をより一層強化するとともに、国や県の環境施策にも協力していきます。また、周辺自治体や先進的な取り組みを行っている自治体等との情報交換などにより、連携・協力を図る必要があります。

目標

指 標		現 況	目 標（平成 28 年）
4-2-1	NPO法人の数	132 法人（H22）	190 法人
4-2-1	エコタウン交流推進センター利用者数	8,921 人（H22）	10,000 人
4-2-3	竹林ボランティア活動参加者数	166 人（H23）	200 人
4-2-3	グリーンツーリズム重点推進地区数	7 箇所（H22）	10 箇所
4-2-3	地域ブランド商品数（富山県ふるさと認証食品数）	55 商品（H23）	50 商品
4-2-3	学校給食における地場産野菜の品目数	19 品目（H22）	23 品目
4-2-3	朝市等直売所及びインショップの数	44 箇所（H23）	60 箇所

施策



4-2-1 自主的な取り組みと協働・連携の推進

市民や事業者のライフスタイルの見直しや環境を良くする取り組みの実践の浸透を図ります。さらに、市民・事業者・行政の協働と連携による取り組みを推進します。

- 市民や事業者が、日常生活や事業活動において、環境に配慮した取り組みを活発に行えるように情報提供や普及啓発を行います。
- 国の「チャレンジ 25」や県の「とやまエコライフアクト 10」など、国・県と協力して、個人や家庭、地域ぐるみの取り組みを推進します。
- 町内会やPTA、各種団体による資源集団回収や環境美化、緑化、公園管理など、地域の力を活用した環境保全活動を支援・促進します。
- 環境保全活動を行う人などが、情報共有や意見交換を図るための機会を創出するとともに、これらの行動を支援するコーディネーターの育成を行います。
- 事業者が行う環境保全対策、環境マネジメントシステムの構築への情報提供や支援を行います。
- 環境ラベルなど、環境に良い製品やサービスを選択できるような仕組みの普及を促進します。

- 環境基金や市民ファンドなど、出資や投資による市民の環境関連事業への参加手法について検討します。
- 「チームとやまし」の活動を推進し、市民参加による温暖化防止行動を促進します。
- 次世代層へのエネルギー・環境啓発を推進するため、小中学生を対象とした環境教育を促進します。

4-2-2 環境ビジネスの振興

新たな環境ビジネスの誘致や、より良い環境づくりに貢献する事業活動を支援・促進します。

- エコタウン産業団地を中心に、資源の地域内循環の実現に向けた環境産業の誘致・育成を推進します。
- 事業者への情報提供、融資や補助制度による経済的支援、産官学の連携による人材確保・育成などの支援を推進します。
- 環境ビジネスの取り組みを支援・育成するために、事業者や大学・研究機関・行政など、事業の開拓や実施に関わる様々な主体の調整や連携促進を行います。
- 環境をテーマとしたコミュニティビジネスが活発化するように、市民団体等とも連携しながら、情報提供、助言・指導などに取り組みます。

4-2-3 地域資源を活用した交流と活性化

それぞれの地域が持つ特徴を活かしながら、地域や経済の活性化につながる取り組みを進めます。

- 都市と農山村の交流による森林や里山、農地の再生・保全を図ります。
- 豊かな自然を活かしたグリーンツーリズムやエコツーリズムなど環境体験型観光を促進します。
- エコタウン産業団地と富山ライトレールの連携・活用など、環境に関する産業観光を促進します。
- 観光や交流の拡大に伴う環境負荷の低減に取り組みます。
- 地域で生産する農作物などの「地産地消」を推進し、食のおいしさや安全、地域・経済の活性化、環境負荷の低減などに努めます。

4-2-4 広域的・国際的な取り組みの推進

酸性雨や黄砂、海岸漂着ごみや流木などの問題に地域から取り組むとともに、国内外の自治体等と連携した取り組みを推進します。

- ごみ処理や流木対策、自然保護など、近隣自治体と連携し、広域的に取り組めます。
- 酸性雨や黄砂、海岸漂着ごみについて、国や県、NOWPAPと連携し、監視や調査を行い、対策を図ります。
- 環日本海地域をはじめ、環境に関する国際交流や、国際的な取り組みへの参加を推進します。

市民の取り組み

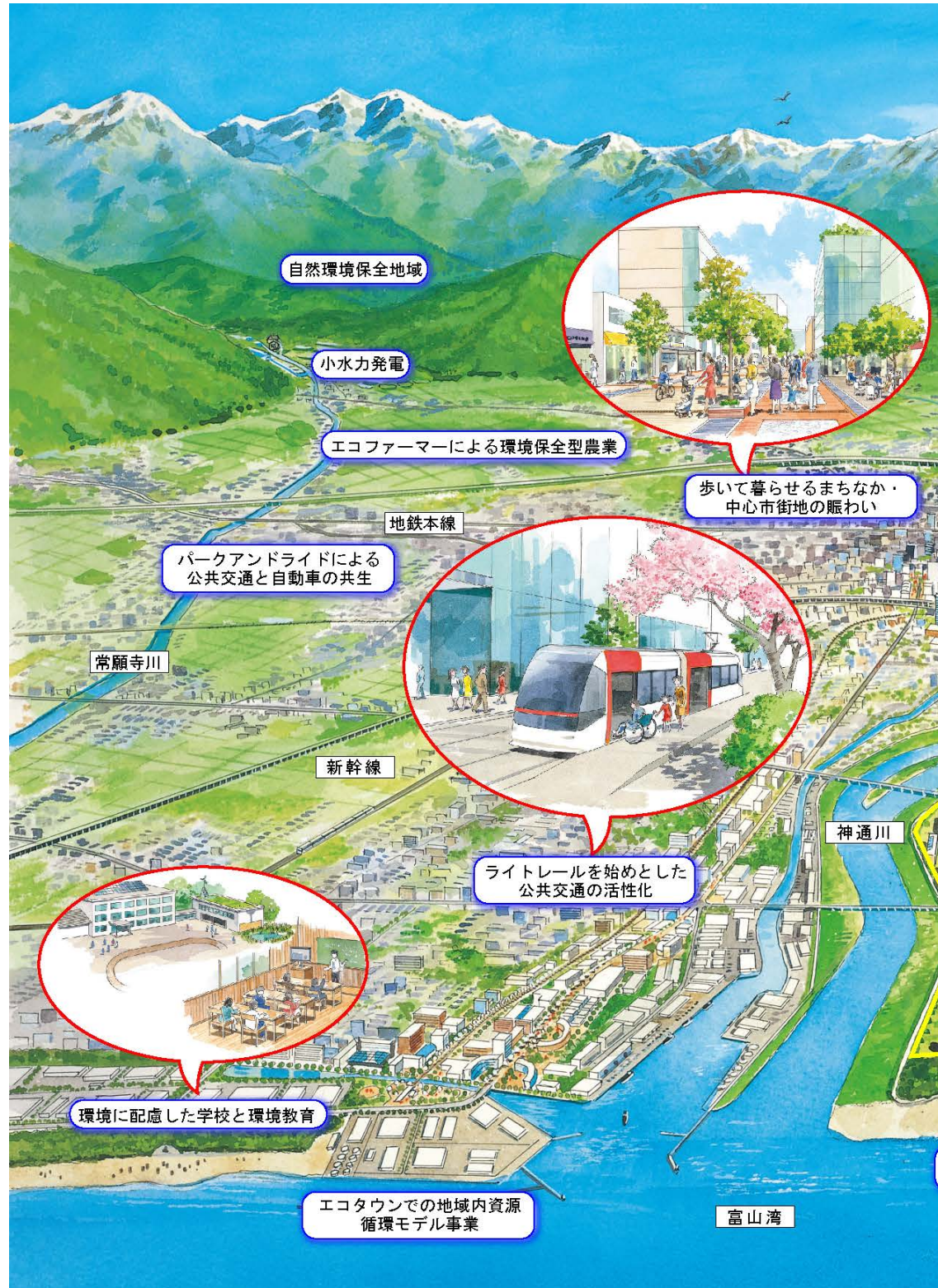
- 環境保全活動やボランティア活動へ積極的に参加します。
- 環境ラベルなどを参考に、環境にやさしい製品やサービスを選びます。
- 地球規模の環境問題に関心を持ち、地域から行動します。

事業者の取り組み

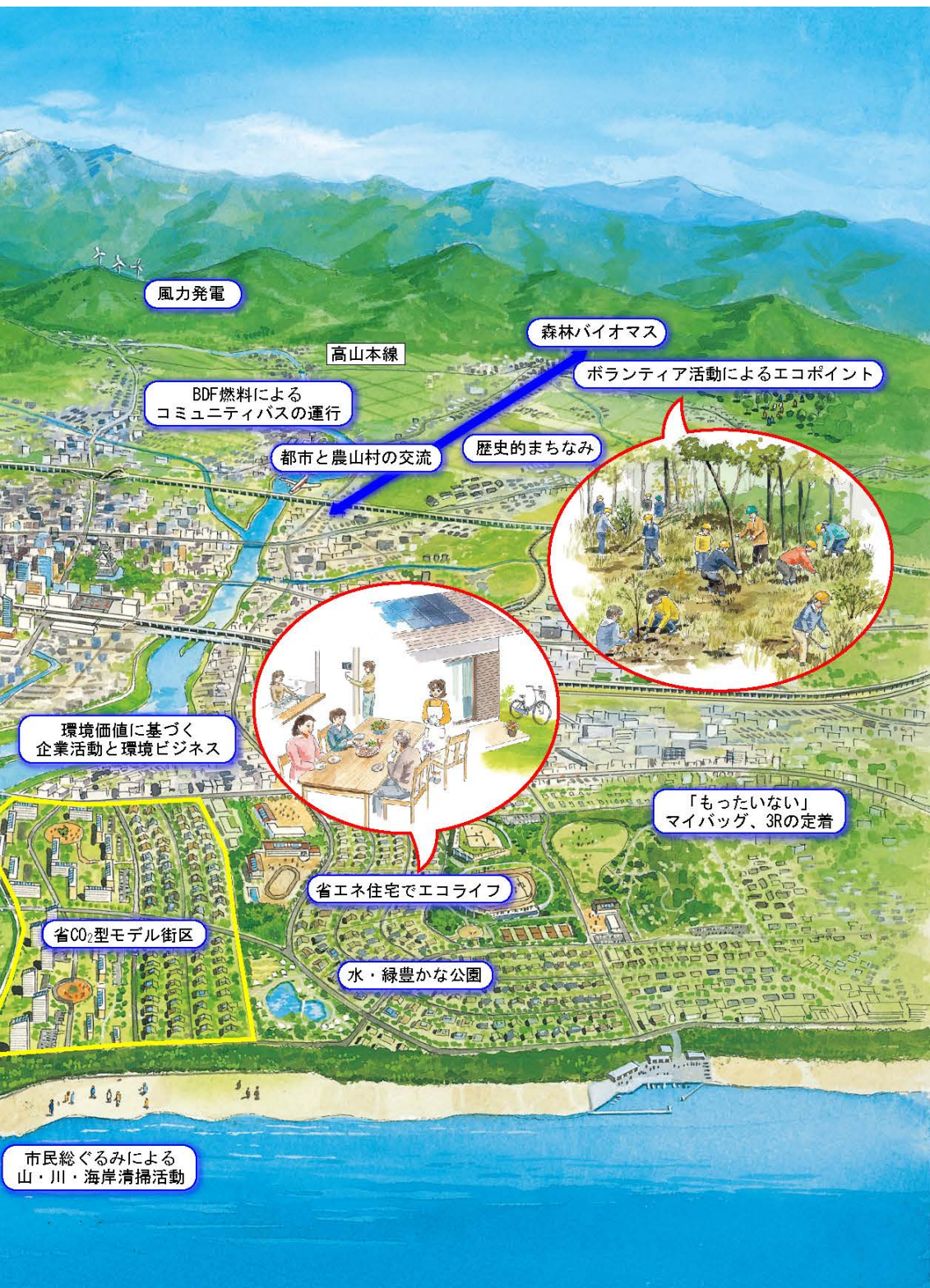
- 環境に関する経営方針や社内体制を整備します。
- 事業活動における環境負荷の低減に取り組むため、環境マネジメントシステムの考え方や仕組みを取り入れ、環境面から企業の社会的責任（CSR）を果たします。
- 環境に良い製品やサービスを提供します。
- 地域の環境保全活動への参加や支援を行います。
- 酸性雨の原因となる硫黄酸化物や窒素酸化物の排出源対策を進めます。

第4章 将来のまちと暮らし

本計画では、私たちの生活基盤である環境が、身近なところから地球規模まで保全されるとともに、物質的・精神的な面からも、幸せを実感できる生活を世界中の人々や将来世代にも継承できる「持続可能な社会」の実現を目指しています。本章では、このような「持



「持続可能な社会」の実現のために、第2章の計画の目標に向かって第3章の取り組みを進めると、将来、どのような姿の富山市のまちや暮らしが実現されるかを描くものです。



まちの姿

- 富山市には、急峻な山々があり、それらを源とした大小の河川が中山間地や平野部を潤しながら、富山湾に注いでいます。神通川と常願寺川が市内を貫流し、山から海までの雄大ですばらしい自然が広がっています。この豊かな自然から生み出されるきれいでおいしい水は、世界に誇れる貴重な資源として引き継がれています。

森林や、水田などの農地、川や海は、市民共通の財産として、多くの市民の力で守られています。森や里山などには多くの動植物が、海や川には豊富な魚介類が生息しています。また、人々が身近な自然に親しめる里山や公園、水辺空間も整備され、人と自然の共生が図られています。

- 北陸新幹線の開通した富山駅をはじめ、富山空港、富山港が国内外との交流拠点として、陸・海・空の交通の要所になっています。

ライトレールをはじめとした路面電車、本市の南北を結ぶ高山本線、路線バスやコミュニティバスなどの身近な足としての公共交通が充実し、通勤や通学、観光などに多くの人々が利用しています。パークアンドライドやトランジットモールなどにより公共交通と自動車との共生が実現され、歩行者や自転車にも快適なまちになっています。

- コンパクトなまちづくりにより、まちなかや地域の生活拠点地区では、商業・医療・行政などの日常生活に必要な施設が配置され、歩いて暮らせるライフスタイルを支えています。まちなかは、そこに暮らす人々と買い物や観光に来る人で賑わっています。

まちには、街路樹や公園、水路など水と緑があふれ、立山連峰や豊かな森林、田園風景などがもたらす美しい自然景観や、歴史や伝統に根付いたまちなみが保全されています。

- 中山間地では風力発電、水量が豊かな河川や用水では落差を利用した小水力発電、住宅や学校、工場では太陽光発電など、身近な自然エネルギーの利用が行われています。さらには、使用済みの食用油は軽油に替わるBDF燃料としてディーゼル車に、間伐材などはバイオマス発電やペレットストーブの燃料に利用されています。地域冷暖房やコージェネレーションなど、地域に効率的にエネルギー供給する仕組みも取り入れられています。このように、有限な石油等の資源から、無限で持続可能な小規模分散型の新エネルギーによるエネルギー供給への転換が進んでいます。

また、排出される廃棄物はエコタウンを中心に地域内循環が行われ、資源の消費と廃棄物の排出が少なく埋め立てる廃棄物の量が最小限に抑えられた、脱埋立による循環型のまちが実現されています。

- それぞれの地域特性を活かした地域間の交流・連携が活発に行われ、森林・里山の保全活動、農水産物の地産地消、地域の自然や文化を活かしながら交流と地域振興を進める「エコツーリズム」などにより、地域間の人やもの、お金の良い流れができています。さらに、環日本海地域の中心として、本市に設置されているNOWPAP本部事務局には国連旗が翻るなど、国内外との交流や環境活動も行われています。

暮らし

- 住宅には地域材を利用し、緑化や雨水利用、太陽光や太陽熱をはじめ新エネルギー・省エネルギー機器が設置されています。また、家電は省エネルギー型で、ITによる管理が行われています。自動車はほとんどがエコカーになっています。家や家具、家電、車などを大切に長期にわたり使っています。

家の中では、家族が団らんし、みんなで省エネルギーやごみの分別に取り組み、エコライフスタイルで快適な生活を送っています。自転車やパークアンドライドを使って、電車やバスで通勤・通学しています。歩いて暮らせるまちの中で、マイバッグを持って買い物に出かけます。食卓には富山でとれた新鮮で安全な旬の食材が並びます。台所から出された生ごみは、堆肥にされ農地に還ったり、バイオガスにされ発電に利用されるなどリサイクルされています。

休日には、自然の中で家族がゆっくりすごしたり、農山村を訪れて森林保全や農業体験、グリーンツーリズムを楽しんだりしています。公共交通を利用し、まちなかへショッピングに出かける人も多くなっています。

- 家の中だけでなく、職場や学校でも、省資源・省エネルギーや環境を良くする取り組みが実践されています。

地域の中では、「自分たちが環境を守っていく、創っていく」という意識を持って、誰もが積極的に環境活動に参加しています。

学校では、校舎や机・椅子などの多くの備品に木が使われ、太陽光発電や風力発電などが導入されています。ビオトープなど、身近に自然とふれあえる場も整備されています。給食には地元の食材が使われ、米や野菜をつくる人と子供たちの間に、顔の見える関係が生まれて、つくる人のやり甲斐、子

供たちが地域の農業や食を大事にする姿勢につながっています。これらの地元の資源も活用しながら、それぞれの学校で環境教育が行われています。環境を良くするための知識とワザを学んだ子供たちは、教室内に留まらず、学校・家庭・地域へと活動の輪を広げています。

- 企業も、環境ビジネスなど環境への取り組みを活発に行っています。建物には、緑化や新エネルギー・省エネルギー設備を導入しています。ITにより照明や空調は管理され、ITはテレビ会議や電子決裁にも導入されています。社用車は、電気自動車やハイブリッド車、BDF燃料を使ったディーゼル車などの低公害車が使われています。社員一人ひとりも省資源・省エネルギーに取り組んでいます。さらには、地域の一員として、地域の環境活動に参加、協力・支援をしています。

企業の環境への取り組みや、商品・サービスにおける環境の価値が評価されるため、企業は環境に関する情報をわかりやすい形で発信し、環境に配慮した商品やサービスを提供しています。環境分野での技術やビジネスモデルの革新により、環境ビジネスがさかんになり、富山市の資源や特性を活かしたベンチャー企業やコミュニティビジネスも生まれ、地域経済の活性化につながっています。

第5章 計画の推進

1 計画の推進

計画を実効性のあるものとし、確実に推進するための体制や仕組みを示します。

(1) 推進体制

環境審議会

富山市環境審議会は、環境施策の実施状況や環境に関する調査及び審議を行うため、富山市環境基本条例第31条に基づいて設置されています。

環境審議会は、本計画の進捗状況等の結果について市から報告を受け、これについて評価し、意見や提言を行います。

環境施策推進会議

環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るための庁内組織として設置している富山市環境施策推進会議において、本計画の進捗状況の把握や連絡調整を行います。

(2) 市民・事業者・行政が一体となった計画の推進

本計画の目標を達成し、持続可能な社会を築いていくためには、市民・事業者・行政等のすべての主体が参加・協働して取り組むことが不可欠です。それぞれの主体の役割を明らかにし、一体となってこの計画の推進を図るために、情報の共有を図り、参加・協働による効果的な取り組みの実行、主体間のネットワークづくりを図ります。

2 計画の進行管理

計画を確実に推進し、効果的な進行管理を行うため、環境マネジメントシステムによるPDCAサイクルに基づき、計画の継続的な改善と推進を図ります。

(1) 環境マネジメントシステム（PDCAサイクル）

①計画の策定（Plan）

富山市環境基本計画により、本市が目指す将来像、市民・事業者・行政の役割を明らかにします。

②施策・取り組みの実施（Do）

環境基本計画に基づき環境施策を推進します。施策を実施するために必要な財政上の措置を図るとともに、補助制度や基金などにより財源の確保を図ります。

市民や事業者も、自主的・積極的に環境基本計画に示された取り組み等を実行し、連携を図ります。

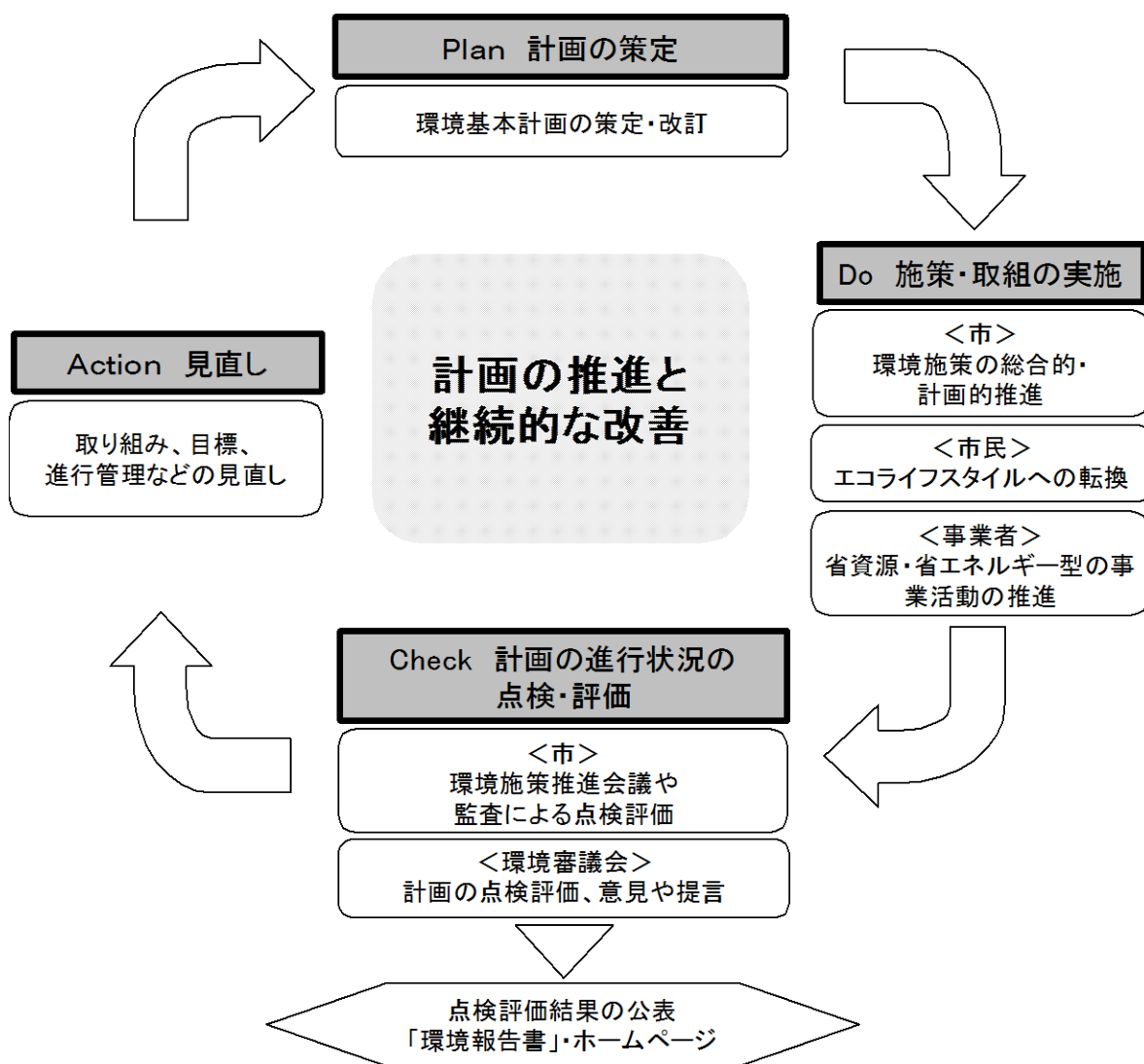
③計画の進行状況の点検・評価（Check）

環境基本計画に掲げられた目標や施策の進捗状況、環境の状況については、まず環境施策推進会議でとりまとめ、点検・評価を行います。その結果を踏まえ、環境審議会において計画の進捗状況を評価します。

これらの成果は、環境報告書やホームページなどにより公表します。

④見直し（Action）

点検・評価の結果や、環境に関する意見、最新の動向を踏まえ、必要に応じて取り組みや目標、進行管理などの見直しを行い、次の取り組みに反映します。



(2) 点検・評価結果の公表

環境基本条例では、環境の状況や、環境に関する施策等の年次報告書の作成を定めており、毎年作成し、ホームページ上で公開しています。

この報告書によって、情報の共有を図り、コミュニケーションや参加・協働を促します。また、市民等が環境への関心を高め、情報を環境活動に活用していくことが期待されます。